

時報 第13号
2020年

しゃりんけん



「そこから語る、問う、考える」

Autonomy

Linkage

Inclusive

Dialogue

南山大学社会倫理研究所

もくじ

ご挨拶 社会倫理研究所所長 奥田太郎 1

特集

第13回社会倫理研究奨励賞 1
全体講評—「学問の借りをつぐなうこと」の中から
新しい可能性を探る 沢井 実 2

第13回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿
環境問題と修復的司法
—水俣における対話の試みを再検討する 小松原織香 6

インタビュー

龍谷大学里山学研究センター
文理融合の共同研究拠点の未来を考える 牛尾洋也 10

学界報告

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム
「“すべてのいのちを守る”社会のために～Care for Creationを考える
～教皇フランシスコ来日への応答に向けて」 籠橋一輝 14

「レジリエンスと不安」合同研究ワークショップ2020
「グローバル化時代の不安と希望
—レジリエンスの倫理的基盤の探究に向けて」 中野涼子 18

活動報告

2019年度懇話会等報告 20
「社会的レジリエンス」研究プロジェクト活動報告 籠橋一輝 30
「いのちの支援」研究プロジェクト活動報告 森山花鈴 33
「企業・人権・倫理」研究プロジェクト活動報告 W・S・メレ 36

社会倫理の道標

食べる事を考えるための十冊 磯野真穂 38

研究所活動記録

平成31年度／令和元年度（2019年度）活動報告 44
研究所専任スタッフ研究業績 46
南山大学社会倫理研究所スタッフ・研究プロジェクト関連マップ2020 50
編集後記 52

ご挨拶

社会倫理研究所所長 奥田太郎

みなさま、いかがお過ごしでしょうか。2019年度の社会倫理研究所は、2018年夏に移転したJ棟での活動体制を徐々に整え、ようやく新しい環境に馴染み始めてきたところです。研究所の活動環境を整備するに当たっては、手持ちのリソースを最大限に活かすべく、所長室を研究所員に開放された共同研究活動の場としても利用できるように致しました。通称「社倫研ベースラボ」として、研究会やミーティング、ざっくばらんなお喋りの場に活用されています。研究所として研究内容をよりよいものにするのは当然ですが、成果を生み出すプロセスを支える共同の日常的環境をどのようなものにするか、その成果をどのように届けるか、といったことも極めて重要であると考えています。その一環で、2020年の研究所設立40周年の節目に、研究所活動のこれまでとこれからを記した特製冊子も準備いたしました。40年の蓄積を見据えながら、今年もまた1年、着実な活動を続けていきたいと考えております。

特集

第13回社会倫理研究奨励賞

「社会倫理研究奨励賞」とは、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して南山大学社会倫理研究所が授与する賞であり、2007年度に開始されました。

第13回の募集は、2018年12月1日から2019年11月30日までに日本語で公開された社会倫理に関する論文を対象として行なわれ、自薦・他薦あわせて15篇の応募がありました。そして、2020年2月4日、第13回社会倫理研究奨励賞選定委員会（構成員は下記表を参照）による厳正なる審査の結果、「社会倫理研究奨励賞」受賞論文は、

小松原織香「〈被害者の情念〉から〈被害者の表現〉へ—水俣病『一株運動』(1970年)における被害者・加害者対話を検討する」

(『現代生命哲学研究』第8号、57-129頁、2019年)

と決定致しました。

また、第7回から設けられた「審査員賞」受賞論文として次の1篇が選定されました。

田中美里「フランスにおける「公序」とマニフェスタシオンの自由(1)(2・完)」(『一橋法学』第18巻第1号、133-167頁、2019年；『一橋法学』第18巻第2号、279-305頁、2019年)

なお、最終候補論文は以下の2篇です(順不同)。

福家佑亮「デモクラシーを支えるもの」(『実践哲学研究』第42号)

森悠一郎「統計的差別と個人の尊重」(『立教法学』第100号)

第13回社会倫理研究奨励賞選定委員会

沢井 実	南山大学経営学部教授【委員長】	経営史、経済史
鈴木 真	名古屋大学大学院人文学研究科准教授	哲学、倫理学
中野涼子	金沢大学人間社会研究域法学系教授	国際関係論、日本近代思想史
大竹弘二	南山大学国際教養学部准教授	政治思想史
笹橋一輝	南山大学国際教養学部准教授	環境経済学
阪本俊生	南山大学経済学部教授	社会学、経済社会学
三好千春	南山大学人文学部教授	キリスト教史
奥田太郎	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	倫理学、応用倫理学
W.S. ヌレ	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	国際人権法
森山花鈴	南山大学社会倫理研究所 第一種研究所員	行政学、政治学



全体講評 — 「学問の借りをつぐなうこと」の中から 新しい可能性を探る

第13回社会倫理研究奨励賞選定委員会委員長 沢井実

人文社会科学の叡智を結集して錯綜する現代社会の諸問題に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求することをミッションとする南山大学社会倫理研究所が、その活動の一環として、若い研究者の意欲的な研究活動を奨励するために設けたのが社会倫理研究奨励賞である。

今回は15篇の応募があり、予備審査によって6篇に、さらに最終審査において最終候補論文4篇に絞り込まれた。最終的に2篇が残り、第13回社会倫理研究奨励賞と審査員賞が、以下のように決定された。

第13回社会倫理研究奨励賞

小松原織香(同志社大学嘱託講師 *受賞当時)

受賞論文

「〈被害者の情念〉から 〈被害者の表現〉へ—水俣病「一株運動」(1970年)における被害者・加害者対話を検討する」(『現代生命哲学研究』第8号、2019年3月)



* 2020年3月に予定されていた授賞式・受賞記念講演会は、COVID-19の感染拡大の影響で同年7月3日に延期され、Zoomでのオンライン開催となった。





本論文は、水俣病運動の中の一揆運動に焦点を絞ることで、日本における「修復的正義」の可能性をきわめて精神的に検討する。1970年11月28日のチッソ株主総会の描写は圧巻であり、「被害者の情念」を然るべき形で「表現」することの意義に光を当てた力作である。水俣病被害者は、白装束を身に着け、御詠歌を唱和しながら株主総会に参加し、継続し重層化する被害の中で蓄積されてきた強い情念は自己表現に転化していった。このプロセスを汲み取る著者の視線は鋭くかつしなやかである。著者は一揆運動の分析を通してある「普遍性」を抽出しようとする。修復的正義は法的正義が取りこぼした領域をカバーするとし、また祝祭的空間で情念を解放した後は帰るべき「共同体」があるとされる。

翻って、修復的正義は先験的には法的正義ほどに明確に規定できず、帰るべき「共同体」の質を問わずに論ずることは難しい。その観点から水俣を論ずるのであれば、たとえば、共同体に関する重厚な考察を積み重ねてきた足尾鉾

毒事件に関する研究などを参照して論ずる必要があるだろう。林竹二はその著書『田中正造の生涯』（講談社現代新書）の中で、正造が自らの存在を賭けて、谷中に学ぶ過程、自己と人生とを根底から問い直す「谷中における苦学」のプロセスをこのうえなく丁寧に描いた。正造自身の転生の姿をみた者には、情念を表現に転化し、ふたたび共同体に帰って行く水俣の民衆にかかわる人びとの転生のあり方も同時に気になるのである。また熊本の寒村がチッソの企業城下町として「発展」していく中で人々は何を経験したのかをかぎりなく細密に描いた、岡本達明『聞書 水俣民衆史』（全5巻）も見逃すことができない。著者が今後、こうした豊かな先行研究および歴史的史資料と深く交流することによって、自らの構想を不断に検証しつつ、新たな実証研究を開拓していった下さることを願ってやまない。



審査員賞

田中美里（一橋大学大学院法学研究科博士後期課程）

受賞論文

「フランスにおける『公序』とマニフェスタシ
ョンの自由（1）（2・完）」（『一橋法学』第8巻第1号・
第8巻第2号、2019年3月・7月）

本論文はフランスにおける「マニフェスタシオン」概念を手掛かりとして、国家による自由の保障の意義を法学的な手法で示そうとした意欲作である。国家と市民社会の関係、自由観・人権観などの大きな問題意識を背景に、マニフェスタシオンの歴史的展開過程が丁寧に追跡され、さらに戦間期以降のマニフェスタシオンの制度化の諸相、マニフェスタシオンの自由をはじめて認めた1995年憲法院判決の意義が検討される。続いて「公序」概念の変遷が「集団の否定」と「国家による公の領域の独占」を軸に考察され、個人の自由の実効的保証を国家の責務とするという公序概念の積極的側面が強調されている。

論文末尾で述べられた日本における「公共の福祉」との



比較は興味深い、日本における公序概念の積極的側面のあり方についての著者の見解をうかがいたいところである。また日仏間においてこれだけの差異があるとしたなら、その根拠は何に淵源するのか。比較史研究の大きなテーマが浮上してくることになる。こうした点も念頭におきながら、今後、市民社会の内実を支える社会的諸組織・結社などが担うべき歴史的規定性（たとえば労働組合に刻印された規定性）へのまなざしを保持しつつ、オリジナリティあふれる議論をさらに深化されることを期待したい。

最終候補論文

以上の2篇以外の最終候補論文に選ばれたのは、以下の2篇である。

福家佑亮「デモクラシーを支えるもの」（『実践哲学研究』第42号、2019年11月）

本論文では、デモクラシーだけが持ちうる価値を「デモクラシーを支えるもの」としたうえで、民主主義的な意思決定に固有の特徴とは、投票権と被投票権の平等に限定されるとする。この議論を深めるためにエピストクラシーおよびロトクラシーをめぐる議論が比較考察され、さらにクリスティアーン並びにエストランドの議論が批判的に検討されている。最後に社会的平等論がデモクラシーとロトクラシーをとともに正当化する一方、育成型のエピストクラシーは排除されるとする。こうした慎重な検討を経て、本論文はロトクラシーを排除することは簡単ではなく、シングルイシューの立法府構想を紹介する。デモクラシーを擁護する者は、道具主義的観点からロトクラシーと真剣に対峙する必要があるという結論は貴重である。しかし投票という社会行為がもたらす社会への喚起力、動員力など過程としてのデモクラシーをどう考えるのかという問題が控えているように思われる。

森悠一郎「統計的差別と個人の尊重」（『立教法学』第100号、2019年3月）

本論文は、統計的差別をめぐる議論を丁寧にフォローし、エイデルソンによる個人の尊重についての自律説が一定の追加条件を加えることで、統計的差別がなぜ道徳的に不正かを論証するための重要な理論的資源となると結論付



ける。エイデルソンの人格条件と主体性条件に、社会的顕著性と変更可能性のみを適用条件とした公平性条件を加えることが、本論文が主張する修正された自律説の内容である。こうした議論の進展によって統計的差別に関する議論が深まることは事実であるが、社会的に顕著であること、また変更可能性は本論文が主張するほど明瞭なことであろうか。社会的顕著性が担うべき歴史的背景についても一層の考察を望みたい。

以上の簡単な紹介からも明らかのように最終候補論文に選ばれた4篇の論考はいずれも現代社会が直面するアクチュアルな諸問題に正面から向かい合い、同時に高い学術性、すなわち厳密な方法的手続きと明証性を確保しつつ真摯に議論を深めている。若い世代の研究者がこうした粘り強い作業を継続されていることに感銘を受けたのは私だけではないだろう。

研究と呼ばれる仕事とは、先行研究との対話の中から獲得した構想、ストーリーをその後の実証作業を通して不断に検証し、修正し続ける作業の謂いであり、そうした作業こそが私たちの先行研究をみる眼を豊かにしてくれるはずである。先行研究と正対するとはまだ達成されていないものの在り処を見つける作業であるだけでなく、それ以上に先人たちの問題への取り組みの切実さを知る試みでもあ

る。

先にみた『田中正造の生涯』の中で林竹二は、「学問が人を自由ならしめるのは、学問が借りをつぐなうことにおける仮借のない誠実さに裏づけられているときだけである。学問が田中正造の人生を救う力であったのは、それが十分にこの裏づけを有していたからである」(160-161頁)という印象的な言葉を記している。「学問の借りをつぐなうこと」、学問によって「旧情旧我の牢獄を出ること」(161頁)の意味をかみしめたい。

今回最終候補論文に選ばれた4名の方々の力作は、いずれもそれぞれに個性的な作法でもって「学問の借り」をつぐなおうとされているように思える。これからも自らが杖とする概念や理論の無力さに悩むことがあるかも知れない。しかし「学問の借り」をつぐなうという強い意志と語り合える仲間がいるかぎり、皆さま方の可能性に限りはない。仲間は目の前の仲間だけではない。「それまで見えなかった兄弟たちの姿が見えてくる。待っているのは、私一人ではなく、多くの兄弟たちがみな一緒に待っている」(山田晶『アウグスティヌス講話』180頁)という意味での兄弟たちを見出すことも、私たちの研究の大きな目的であるはずである。皆さま方には現代社会の諸問題に正対しつつ、自信をもってそれぞれの新しい領域を切り開いていただきたい。■



第13回社会倫理研究奨励賞受賞記念講演原稿

環境問題と修復的司法

— 水俣における対話の試みを再検討する

第13回社会倫理研究奨励賞受賞 小松原織香

このたびは新型コロナウイルスが蔓延し、緊急事態宣言が発令されるという、非常に危機的な状況のなか、栄えある賞をいただいたうえ、お話しする機会をいただき大変恐縮しております。新型コロナウイルスによりお亡くなりになった皆様には心から哀悼の意を表したいと思います。また、感染症で苦しんだ皆様、感染の不安に苛まれた皆様にお見舞い申し上げます。医療現場をはじめとして、介護や教育の現場、インフラを担う職業等で社会を支えるために危機的状況でのご尽力くださった皆様に感謝すると同時に、人々の健康を守るために経済活動を自粛した飲食、芸術、スポーツ等の分野の皆様にもお礼申し上げます。いまでも身体的、精神的、経済的不安を抱え、先の見えない生活の中で暮らしている皆様の状況が少しでも好転することを願っています。

今回、受賞した私の論文は、多くの方々のご協力をいただき、執筆に至りました。特に、非公開であった手記を資料として引用することをお許しくださった後藤孝典弁護士、その際にご助力くださった吉永利夫さん、理巴子さんには感謝の言葉をいくら尽くしても足りない気持ちでいます。また、多くの資料をご提供くださった水俣病センター相思社の職員の皆様にはいつも暖かく迎えていただきました。ほかにもお名前が挙げられませんが、これまで水俣で患者支援や地域再生の活動を支えてこられた皆様、私にお話をしてくださった皆様、本当にありがとうございます。本来ならば、一番に水俣に伺い、ご報告申し上げるべきところですが、新型コロナウイルスの影響もあり、3月に予定した水俣訪問も断念せざるをえず、忸怩たる思いであります。

新型コロナウイルスの蔓延は、私たちのライフスタイルを一変させました。これまで、当たり前のように行われていた、「人と会って話す」こと自体が危険視されるようになり、私たちは「ソーシャルディスタンス」の掛け声の下、お互いに距離をとって生活するようになりました。都市部ではオンラインのミーティングシステムの導入が、驚くべ

きスピードで進みました。また、それぞれの個人も「オンライン飲み会」などを開き、画面越しのコミュニケーションが公私を問わず、広がっています。「ステイホーム」の言葉があちこちで聞かれ、人々は外に出かけるのをやめました。これまで多くの人々が楽しんできた、観光旅行やアウトドア活動、スポーツ、芸術活動などは自粛することになりました。その結果、私たちに許された野外での娯楽は「散歩」くらいのものでした。

こうした事態は都市の風景も激変させました。私は京都の市内で暮らしていますが、海外からの外国人観光客や他地方からの観光客が姿を消しました。近年の京都は年間を通して観光客があふれ、それがもう風景の一部になっていました。その人たちが魔法をかけたようにいなくなりました。私は今年の春は京都の街の中をひとりですらぶらぶらと歩きました。去年までは春になると、桜を見に来る観光客で混み合うため、私はほとんど市内の名所には近づきませんでした。ところが、今年は地元の住民しかいないのです。その街並みは、約20年前、2001年に私が大学進学を機に、京都で暮らし始めた頃のものに似ていました。近所の人々が普段着で街中を歩き、時折、桜の木のあるところで立ち止まり、ぼんやりと眺めています。静かで穏やかな春でした。

今年は皮肉なほどに桜の美しい春でした。急に暖かくなったまま、気温は下がらず、雨はほとんど降りませんでした。鴨川にずらりと並んだソメイヨシノ、細い車道沿いにトンネルのように咲く桜、薄紅の花をみっしりと枝につけ、カーテンのように吊り下がる枝垂れ桜。青い空、穏やかな日差し、地べたの土から芽生える緑、そこを縫うように這い回る虫たち、鳥の甲高いさえずり、静かな川の流れ。こういったものは、人間社会の激変とはなんの関係もなく、平和に春を迎えていました。私は街を歩き回りながら「なにごとにもなかった」ような人間以外の生き物や、空や太陽、言ってみれば「自然そのもの」に囲まれて、毎日、街を歩いていた。



他方、インターネットのSNSでは、感染爆発の危険が叫ばれ、自粛することへの強いメッセージが様々な人々によって個人レベルで送られました。「花見をするなんてとんでもない」という論調に影響され、私は街を歩いて桜を眺めていることに罪悪感を抱きました。政府や地方自治体は近所を散歩することを禁止していませんでした。しかし、たとえ一人であっても野外で楽しむことは悪いことのように、私には思われてきました。どこにも出かけず、誰にも会わずに、家にもっていることが正しいのではないかと考えるようになったのです。私は個人がこのような心境に至ることや、感染症への危機意識を高め自粛を呼びかけることは必要であったと考えています。結果として、日本における新型コロナウイルスの蔓延は、予測された「最悪の事態」よりはずっと小さな規模に今のところ抑えられています。それには、個人が危機感をもって「外に出ること」「人に会うこと」を自粛したことが大きく貢献していると思われます。それと同時に、私はこのような強いメッセージにさらされることに疲れ、SNSに接する時間を自分から減らしました。

世界中の政治家たちは「ウイルスとの戦争」のスローガンを掲げるようになりました。人類を脅かす新型コロナウイルスは、各国の境界を超えて感染を広げ続け、ついに「一丸となって倒すべき敵」と認知されたのです。ワクチンや特効薬の開発が一斉に始まりました。しかし、ウイルスは私たちの「敵」なのでしょうか。新型コロナウイルスが猛威を奮い始めたのは中国・武漢の生鮮市場だったと言われています。ここでは食品となる動植物が売買されています。その中には、ヘビやタヌキ、ヤマアラシ、ビーバー、鳥類などさまざまな野生動物も扱われていました。それらが持っていたウイルスが広がったのが発端だと、現在は考えられています。つまり、感染爆発のきっかけは、人間の食用動物の売買だったのです。新型コロナウイルスは、人間を滅ぼそうとしたわけでも、害を加えようとしたわけでもありません。ただ自らの活動を維持しようと、宿主を求めて人間の体に入り込み、増殖を続けたのにすぎません。かれらは悪意など持っておらず、アルコールスプレーを吹き掛けられただけで死んでしまう、弱く脆い小さな存在です。ところが、交通機関の凄まじい発展により、新型ウイルスは人間に運ばれて世界中に広がって行きます。また、都市部の過密な住環境も感染拡大を後押しします。さらには、こうしたウイルスの情報はインターネットを通じて報道機関やSNSで伝えられ、誰もがこのウイルスを恐れるよう

になり、警戒し、不安に駆られていきます。そして危機的状況で政治家は「ウイルスとの戦争」を叫ぶようになります。このプロセスでは、人間が作り出した交通機関、住環境、通信環境が大きな役割を果たしています。新型コロナウイルスは、人間の文明なしにはここまで拡大し得なかった可能性が高いのです。

人間に害をなすものたちは、私たちの「敵」なのでしょうか。水俣病患者の緒方正人さんは、水俣病の原因となっ



た水銀について、こんなふうに語っています。

文明の中で生み出してきた「毒」をどう捉え直すか。みんな忌み嫌うでしょ、ゴミとか廃棄物とかを。でも、そういうものがどこから出てきたのか、そういうものを誰が出したのか、という話も一方にはある。医療関係のゴミ、乾電池の中の水銀、プラスチック、アルミ缶、他にもいろいろあります。

怖がるのはわかるですよ。でも、少し考え方を変えないとね。毒物の側に立てば、勝手に作って置いて嫌われて、用済みだから出ていけというのはたまらんですよ。俺だったらそう思うな。毒から見たらどう見えるか、他の生きものから見たらどう見えるか、と考えてみる。

(中略)

例えば、水俣では水銀を悪者にしてきたわけですよ。でもその水銀に対して、「申し訳なかったな、あんたらばかり悪者にして」と、俺たちも言わないといけなんじゃないか。ずっと「臭いものに蓋」をしてきたことに対して詫言を入れる。それを俺は「存在の認定」と言います。(緒方正人・辻信一『常世の舟を漕ぎて』熟成版、SOKEI パブリッシング、2020年、308-309頁)

こう語る緒方さんは、水俣病の患者さんがたくさん出た地域で生まれ育ちました。6歳の時にはお父さんが、劇症性の水俣病を発症し、精神的に錯乱して亡くなり、心に深い傷を負いました。ご自身も水俣病の症状が出て、患者の認定を受けるための申請を出しましたが、却下され、熊本県を相手に裁判を起こします。1973年から12年にわたり、未認定水俣病患者の認定を求める社会運動に没頭しました。そのなかで、緒方さんは「敵」を探して悩み始めます。水俣病を引き起こした加害企業・チッソこそが「敵」だったはずでした。チッソは近代科学の発展を基盤にして商品を開発し、金儲けを優先するなかで、水銀を含んだ工場排水を水俣湾に垂れ流しました。その結果、水俣病が発生しました。これこそが「敵」だったはずでした。ところが、緒方さんはある日、周りにあるテレビなどの電化製品を見て、人間の文明に囲まれて生きている自分を発見します。「敵」だったはずの、チッソに象徴されるような近代科学に頼って生きているのです。緒方さんはこうした自己矛盾に追い詰められ、幻覚をみるようになりました。そうすると、植物や鳥や海、魚たちが自分に話しかけてくるようになります。この精神的危機のなかで、緒方さんは人間

「〈被害者の情念〉から〈被運動〉 (1970年) における被

- 今回の南山大学社会倫理研究奨励
- 水俣における修復的正義の研究の者と支援者の運動を、被害者と加体の秩序回復を目指したものと位
- 取り上げた1970年の株主運動は、た。その中で、被害者の中で沸き害者と会って話したい」「自分の株主運動は掬い上げていたことを

がつながりの中で生きていることに気づきます。人と人との社会的なつながりだけではなく、動植物や亡くなった死者ともつながっています。人間は大きな生命世界の中で生かされているのだと思うようになったのです。緒方さんはこうした経験をもとにして、先ほど紹介した水銀の「存在の認定」について語っています。つまり、水銀は「敵」ではなく、人間が生かされている生命世界の一部にすぎません。水銀のように言葉も持たず、生命すらないように見える存在に対しても、私たちと同じ世界を生きていると認めていくことが必要だと、緒方さんは考えているのです。

この緒方さんのエピソードの後、新型コロナウイルスについてどのように考えれば良いのでしょうか。新型コロナウイルスは「毒」ではありませんが、文明の発展の中で人間に大きな影響を与えるようになり、「敵」であるとみなされるようになりました。人間の無尽蔵な土地の開発、動物を商品扱いすること、グローバルな人間の移動、都市部の住宅環境などが感染爆発の引き金をひきました。新型コロナウイルスの予防や治療についての医療の発展はもちろん必要です。けれども現時点で露呈したのは、世界中の最先端の医療技術を結集しても、私たちは脆弱で小さなウイルスの対処法をほとんど見つけることができないことです。手を洗い、外に出ず、家に閉じこもること。私たちに





置付ける。

裁判闘争（第一次訴訟）の最中であっ
起こってきた、司法制度の不満と「加
気持ちを吐露したい」というニーズを、
明らかにした。

* Zoomでのオンライン講演会でのスライド表示

できる最良の対処法は今のところこれだけです。どんなに
科学技術が高度化しようとも、人間の社会は自然の力であ
つという間に混乱し、太刀打ちできなくなります。その
事実を目の当たりにした経験が無駄にしてはならないと、
私は今、強く思っています。

こうした問題は、普段は日常生活に潜んで見えなくなっ
ています。何か大きな災いが起きても、私たちは科学技術
の力で乗り越えられると考えがちです。その夢こそが、人
間の文明をここまで発展させてきました。ただし、能力の
過信は破滅を招きます。新型コロナウイルスを「敵」とみ
なすのではなく、脆弱なウイルスを「敵」になるほどの脅
威にしてしまった、私たちの文明について考えるべきでは
ないでしょうか。私たちは、人間とは異なる存在とともに
生きており、同じ世界に属しています。そうであるならば、
私たちはこの世界とどう付き合うべきなのか。また、どの
ような社会を築いていくべきなのか。一番基本的で、環境
倫理の課題としてずっと掲げられている、「人間と自然と
の関係」のありようこそが、いま私たちが問われているこ
とではないでしょうか。私は今後の研究でも、このような
素朴だけれども答えのない、大きな問いに向き合うべく、
愚直に考えていきたいと思っています。本日はご清聴いた
だき、ありがとうございました。■

受賞者プロフィール



こまつばら おりか
小松原 織香

同志社大学文学部美学及び芸術学科卒業。
同志社大学大学院グローバル・スタディー
ズ研究科博士課程（前期）修了。
大阪府立大学大学院人間社会学研究科博士
課程後期修了。博士号（人間科学）取得。
同志社大学嘱託講師などを経て現在、
日本学術振興会特別研究員 PD（関西大学）。

研究領域

当事者の哲学、修復的正義論、環境、
ジェンダー

主要業績

『性暴力と修復的司法：対話の先にあるもの』
（成文堂、2017年）。

"Restorative justice and environmental crime: the case
of Minamata disease in Japan in 1970", Emanuela
Biffi and Brunilda Pali (eds.), *Environmental
Justice Restoring the future: Towards a restorative
environmental justice praxis*, European Forum for
Restorative Justice, 2019, pp.67-71.



インタビュー

龍谷大学里山学研究センター

文理融合の共同研究拠点の未来を考える

牛尾洋也

×

奥田太郎・森山花鈴

2019年12月11日、第一種研究所員の奥田、森山（筆記担当）、メレ（撮影担当）が龍谷大学里山学研究センターを訪問し、センター長（当時）の牛尾洋也氏（龍谷大学法学部教授）にセンター活動の現状についてお話を伺った。里山学研究センターは、龍谷大学が保有している滋賀県南部の瀬田キャンパスに隣接する森林（「龍谷の森」）の保全・研究を担う拠点であり、2004年に設立された里山学・地域共生学オープン・リサーチ・センターを母体とする。2009年以降、現名称で文理融合の共同研究を通じた里山学の構築に取り組んでいる。

組織について

奥田：現在のセンターの組織について教えてください。

牛尾：現在のプロジェクトは、2015年からの5年間、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業として進めているものです。調達した資金に応じて体制はそ

の都度変えてきています。5年間の雇い止めの影響もあり、RAなどの雇用について常に同じ体制ではできないという事情もあります。龍谷大学にはキャンパスが3つあるのですが、このセンターはもともと理工学部環境ソリューション工学科（2020年度より、先端理工学部と



して改組・開設)が中心になって始まったものですから、当初は瀬田が拠点でした。そこから徐々に文理融合になり、現在は複数の拠点にPDやRAを置く形です。

奥田:PDやRAは、センター付きで事務作業やコーディネートを担当しているのですか？

牛尾:事務作業は担当の職員がしています。PDやRAには、それぞれの研究を進めてもらいながら、研究資金獲得のための申請書作成や、研究書執筆のための資料作り、調査のコーディネートなどを補助してもらっています。学問領域によってPDやRAへの仕事の割り振り方は違っていますから、適宜調整しています。

奥田:センターのスタッフは皆さん兼任ですか？

牛尾:原則は兼任ですが、1年に1人、持ち回りでセンター付きのプロジェクト専任研究員になれる制度があります。

森山:センターのスタッフは、たくさんいらっしゃるようですね。

牛尾:現在のプロジェクトとしては学内外で47人です。「里山学・地域共生学オープンリサーチセンター」だった2004年から5年間は、35人でした。各学部から数名ずつ来てもらうとすぐに大人数になってしまうんですよ。それがいいところでもあり難しいところでもあります。実質的には、運営会議がシンポジウムなどのイベントや刊行物の編集などをリードして進めていますが、研究班は基本的に並列で、それぞれで活動内容を決めてもらえるよう自由度は高くしてあります。ただ難しいのは、共同研究として成立しているかどうかですね。16年間やってきて、ようやく言葉が通じてきたり、共同研究としての活動ができてきていると思います。

共同研究のあり方

奥田:琵琶湖についての研究はそれに当たりますか？

牛尾:その中の一部分、ある集落の森林管理に関わる課題ですね。森林経営管理法が2019年に施行され、各集落や行政がすべきことは多くあるのですが、林野庁は国の林業として捉えているので地域に目が向いていない。それはおかしいよね、ということで、集落の人を巻き込んで、集落も含んだ地域計画を他の地域資源もあわせて形で進めようとしています。『目で見る琵琶湖水圏』という資料集の作成に携わった理工系の方々を中心に、ドローンで地理の調査をする等、景観地理学や環境地理学の分析を入れていこうとしています。農薬と琵琶湖の生態系の問題など、次世代シーケンサーを用いての生態学

的研究との協働も可能だろうとは考えていますが、専門領域固有の事情などもあって、研究の重心をこちらに移してもらいにくいという難しさも抱えています。

奥田:評価基準が整ったところでの研究活動よりも、評価があらかじめ定まっていない学際的で領域開拓型の探究の方に重心を置くのは、かなり挑戦的ですね。

牛尾:里山学には領域専門の学会がないんですよ。かつて学会をつくれそうなタイミングもあったのですが、推進できる人に関わってもらえない事情もあってその時には実現しなかった。

奥田:学際的な成果を報告できる公式の場というのはなかなかないですね。

牛尾:研究成果の公開に関して目指しているところが専門領域ごとに少しずつ違っている。そのあたりが、文理融合の共同研究を進める難しさでもありますね。理工系の方々と共同研究をするときには、こちらの方でやることを設計してあちらに発注するという「技術」が必要になります。

奥田:他方で、たとえば法学の研究者もそれほど文理融合の共同研究に重心を置こうとする人は多くない印象があります。牛尾先生も法学者ですが、どうお考えですか。大学院生にどのように関わってもらうかも重要ですね。

牛尾:そうですね。たとえば、現在のRAの一人は、民法をやりながら水について研究しています。水の問題は物権法とも関わってくる。若い時にどこかで一度そうした学際共同研究に触れておくと、それが土壌となっても踏み出せるのだと思いますが、まったく触らずに来てしまうと、関わるキッカケを見つけにくいでしょうね。

奥田:里山学研究センターは、若い大学院生にとって自分の中にそうした知的土壌を培うような、新たな研究者養成の場になりうるのかもしれないね。

教育への関わり

牛尾:センターがどのような教育的な関わりをもつかは一つのテーマです。現在、里山学という教養科目があり、そのリレー講義をもとに刊行されたのが『里山学のすすめ』(2007年)です。この本は高いレベルで成立していると思います。ただ、教養科目については、センターの裁量権はなくて、別の担当部局が回すことになるので、センターのカラーを出し切れる形にはなっていません。

奥田:大学院教育との接続はどのようなのですか？

牛尾:実は、大学院展開の話もあります。里山学研究セン



ターとしての展開案を大学には出しましたが、まだ検討中の段階です。私の経験上、文理融合的な教育や実際に問題が起きている場所に行って調査をする経験をした学生は、卒業後の進路についてもうまくいくケースが多いんです。もともと学生のもっている力量が具体的な形をもって引き出されるわけですね。

奥田：学部教育と大学院教育の接続も重要ですよ。

牛尾：学部向けの里山学の教養科目も、すごい人数が登録してくるので、人数をしぼる。すると、結局各学部あたり10人前後の受講者にしかならない。それでは教育にならないし、単にやっているだけになってしまう。何とか、「面白そうだね」で終わらせずに他の学問とリンクさせる仕組みを作る必要があるし、それを担えるのはセンターだろうとも考えています。

森山：研究を担うセンターが教育にどのように関わるか、という組織の議論もありますよね。

牛尾：そうですね。センターの位置づけをどうするか、という議論をしています。政策系のセンターでは、大学院に独自のコースをもっているところもありますが、そういった形で里山学も学部や研究科を越えた教育コースを展開できないかと考えています。

奥田：里山学研究センターでは、これまでに時間をかけて学部を越えた協働経験を蓄積しているわけですから、それを教育に生かすのは大学全体のコストパフォーマンスとしてもよいと思うのですが。

牛尾：そのはずなんですけどね（苦笑）組織論としては障壁が高いのが実情。でも、これまで試みられてきた教育関

連の他の取り組みが必ずしもうまくいっていないので、そこに可能性があるとは言えるかもしれません。

奥田：私も、社会倫理研究所がハブになって、学部や研究科を横断する形で教育コーディネートをしていく体制のヴィジョンを持ってはいるのですが、現状の人員の規模などを考えると難しいですね。

牛尾：制度的な障壁を越えようと思うと、もっと別の枠組みで、たとえば、大学間でつなってみるということもありうるのかもしれないね。

今後の里山学研究センター

奥田：琵琶湖の研究は今後も里山学として継続していくのですか？

牛尾：現在計画しているのは、「龍谷の森」、東近江の森、琵琶湖水域圏を研究対象として、その中心軸に人新世を置く、というものです。

奥田：人新世ですか！

牛尾：里山は持続可能性の議論とは親和性が高いのですが、グローバルな視点からの人新世や地球温暖化とのつながりは実は明確ではない。里山では過少利用が問題になるわけですが、地球環境の問題として見ればそのまま放置しておいてもいいという議論も成り立つ。おそらく、里山と地球規模の話をつなぐとしたら、循環系の話になるだろうと考えています。実は昨年、琵琶湖で全層循環が確認されなかったのですが、その要因となると、琵琶湖周辺の里山だけではどうにもならないわけですが、その現象は里山保全の問題と無関係ではない。そのあたりが課



題になると思っています。

奥田：確かに、ローカルを守ろうとすればグローバルに考えざるをえない。

牛尾：これまでも議論はしてきましたが、両者のリンクをきちんと詰めてこなかった。だから、そこに行こう、と。「なぜか」という問題ですよね。なぜ森を保全するのか、里海、里湖、里川が環境にとってどういう意味があるのか、ということを学問的に詰めないといけない。それをするには、私のような法律家だけでは難しいので、人文地理学や水文学などの知見とも突き合わせた議論をして、そこに新しい場が生まれるかどうかを試みようとしています。

奥田：最近、私も地理学に注目してまして、興味深いですね。海外との連携はどうですか？

牛尾：一つ考えていることとしては、地域における多様な合意主体の形成が必要ななかで、協同組的な精神をどう捉えるか、ということについて、ドイツ、オーストリア、スイスあたりに調査に行きたいですね。もう一つは、都道府県や市町村とは異なる管理主体としての国立公園に着目してみると、イギリスでは国立公園をめぐって独自の法体系をもっています。そうした、法が国法以外に存在することの意味について、海外に調査に行きたいと考えています。それはつまり、自治のあり方を見直すこととなります。しかし、機関としてそういうことがやれているわけではなく、連携には制度上の壁もある。ヨーロッパではセンター間の協定が標準的ですが、日本では大学間協定が標準的で小さい部局間の協定の枠組みがなく、なかなか進めにくいのが現状です。

地域や自治体との連携

森山：地域や自治体との連携はどうなっていますか？

牛尾：琵琶湖博物館、NPOの龍谷の森保全の会とは協定を結んでいます。他に組織的につながっているものはありません。龍谷大学自体が滋賀県庁と東近江市と包括連携協定を結んでいます。そこまで枠組みが大きいと、実質的な人の動きが出ないのです。ですから、その枠組みとは別に、個別に個々の先生方が関わっていく形で、フットパスや森林所有の問題に取り組んではいますが、組織としての連携となると、契約手続きの問題など難しいことが多いですね。

森山：私は行政学の観点から常々、研究をどのようにして政策につなげていくかに関心があるのですが、この点に

ついてはどうお考えですか？

牛尾：行政とは、距離感に気をつけないといけませんね。政策に深く関わりすぎることは学問であることを危うくする可能性があります。里山学研究センターとしては、「琵琶湖イニシアティブ」を出すことになっていて、私としては、琵琶湖水域圏という概念を提唱したり、また、業としての林業としてではなく、森づくりビジョンを出して、それに基づきながら森林所有者の合意を獲得していかないと長期的に有効な森林管理はできないと提言したりという形で、ある意味の政策提言を行なっています。

森山：おそらく様々な審議会などで委員をお務めかと思いますが、審議会などへの関わり方で気をつけておられることはありますか？

牛尾：少し角度を変えてお答えするならば、問題を抱えているところに入っていったときに、裁判で白黒つけることがすべてではないと思っています。たとえば差止訴訟で勝ったとしても、止まったもののその後はどうなるのかという問題がある。様々な問題に対して行政が果たする役割はもっとあると私は考えています。いろいろな枠組みを越えて、開かれた形で、相互につながりながら様々な取り組みを展開していければいいと常々思っています。

奥田：里山学研究センターが文理融合だけでなく社会との連携を目指した場であることがよくわかりました。また社倫研とも何か共同で取り組んでいければと思います。本日はありがとうございました。■



牛尾洋也【うしお・ひろや】

龍谷大学法学部教授。2020年3月まで里山学研究センターでセンター長を務める。専門は民法（権利論、所有権論、環境）。■



学 界 報 告

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム 「“すべてのいのちを守る” 社会のために ～ Care for Creation を考える～ 教皇フランシスコ来日への応答に向けて」

籠橋 一輝

南山大学社会倫理研究所・第二種研究員
国際教養学部・准教授

2019年度の上智大学・南山大学の第9回共催シンポジウムは、上智大学の主催で、上智大学四谷キャンパスにて行われた。今回は、「生命」「環境」「霊性」という切り口から現代社会の様々な問題が縦横に論じられる、密度の濃いシンポジウムとなった。

(1) 基調講演：「環境の倫理、再考—エコロジーと倫理、その相互脈絡性」

瀬本正之氏

(上智大学神学部教授・イエズス会司祭)

現代社会は、既存の道徳倫理学だけでは解くことのできない問題が山積している。その代表例が、医療、情報、環境などの問題である。これらは神学論的には「属格の神学」の領域に該当する。興味深いのは、環境問題を倫理的に扱うことを通じて、倫理学がエコロジー化している、という点である。従来の倫理学は、「対人」の倫理、社会倫理、「対物」の倫理を基本としていたという。環境倫理は対象(目的)と操作(手段)との関係性を注意深く考えることを我々に要求する。瀬本氏の考えでは、環境問題を適切に取り扱っていくためには、①価値観の転換(=価値)、②制度の改革(=規範)、③技術の革新(=徳)という3つを横軸、(A)循環、(B)共存、(C)抑制という3つを縦軸として、3×3のマトリックスで分析していく必要があるという。

環境倫理学は、1)自然の権利(生存権)、2)世代間倫理、3)地球有限主義という3つを基本とするが、神学の面からアプローチすると、Eco-justice(神が善きものとしてつくってくださった被造界として世界をみる)、Stewardship(神から被造界の管理を任された存在として人間自身の責務を考える—懸命な、控えめな利用が必要、神がどのような管理を求めているかをよく弁えて信託を実践する)、Ecological spirituality(生命と生命同士のつながりによって

私たちが生きている、物事をエコロジカルに捉える)という視点が見えてくる。

「全人(every human person as a whole)」という概念は、人間を「関係存在」として捉える。その人が持つすべての関係を集約すると、その人自身になるというわけである。ここでの「関係」は、①神との関わり(生かされているという感覚)、②自然との関わり(健やかな命を可能にする)、③他者との関わり(人間らしく生きる)、④自分自身との関わりを含む。①～④の関係的生を自覚して生きることが重要で、それらの関係「に生かされている」という感覚から、関係「を生きる」というスタンスへと変革していくことが、教育に問われているという。また、社会全体が間違っただけに進まないようにするために、「真理」、「正義」、「自由」、「愛」の4つを、社会が追求すべき価値として身につけていく必要があると瀬本氏は訴えておられた。

環境問題は人類共同体の存続に関わる重大な問題である。自然と人間社会との関係性を改めて問い直す必要がある



るし、人間の本性の健やかさ（内なる自然）を磨いていく必要がある。ここでも、エコロジーといのち（生命）はつながっているのである。自然のための環境保護か、人間のための環境保全か、という対立を超えて、地球が健やかであることだけでなく、人間が健やかに暮らすことを目指していかなければならない。環境といのち（生命）はひとつながりなのである。

(2) 動画上映：「教皇フランシスコ 日本社会への呼びかけ」

次に、30分ほどの時間で、教皇フランシスコが来日されたときのビデオメッセージと、広島での平和メッセージ、2020年1月の祈りの動画3本が上映された（これらのビデオはYouTubeで閲覧可能である）。動画の中で、世界が平和について語りながら、戦争兵器として原子力を用いていることの欺瞞を教皇フランシスコは鋭く批判し、真の平和は非武装の平和以外にあり得ないこと、私たちが互いに運命共同体で結ばれていること、「記憶」を引き継ぐことは倫理的要請であること、等のメッセージが発せられた。

基調講演とビデオ上映の後で、南山大学と上智大学から一名ずつ登壇し、講演が行われた。

(3) 講演①：「人権と環境を保護・尊重する事業活動～パーム油産業における土地収奪と森林伐採の事例～」 ウィニバルドス・メレ氏

（南山大学社会倫理研究所准教授、神言会司祭）

本報告でメレ氏が焦点を当てるのは、パーム油産業である。世界のパーム油の生産量は7,700万トン（2018年）から1億800万トン（2024年）に増加する見込みである。



そのうち4000万トン強がインドネシアで生産されており、2001年～2017年の間に2,400万haの森林が伐採されている（これはほぼイギリスの面積に匹敵する）。そのためにスハルト政権下では、地域住民や先住民から土地が収奪された。

パーム油の世界市場の規模は拡大の一途を辿っている。インドネシアでは、国の基幹産業としてパーム油産業が位置づけられている。しかし、これは果たして持続可能なビジネスと言えるだろうか？これがメレ氏の問いである。

メレ氏が特に問題視するのは、パーム油産業における人権侵害問題である。すなわち、①企業による住民の追放（土地の収奪）、②労働者の貧困化、③生計に必要な資源アクセスの途絶、④失業、の4つである。パーム油産業の進出によって、人々の尊厳ある暮らしが破壊され、劣悪な状況下に置かれてしまうわけである。インドネシアでの最も深刻な人権リスクは、土地に関する権利であり、その所有・財産権を認める必要があるという。

国連は2011年に、ビジネスと人権に関する指導原則を出している。それは①人権を保護する義務を国家に対して課し、②人権を尊重する責任（人権デューデリジェンス）を企業に対して課し、③人権侵害が生じた場合に救済することを国と企業の双方に求めている。インドネシアでは森林に対する法律もあり、農園、労働に関する法律があるものの、それらが執行されないという現実がある。

インドネシアで人権デューデリジェンスを積極的に実施する企業は4社のみであり、そこにアブラヤシの企業は含まれていない。それは法的なインセンティブ（罰則規定）が存在していないことが一因になっている。

しかし、希望が全くないわけではない。現職のジョコビ大統領は、土地証明書の発行を通じて土地の権利の保護を進める（2016年～2017年に、政府は29,500haの慣習的な森林を18の先住民コミュニティに引き渡した）とともに、アブラヤシのプランテーションへの新規許可を一時停止した（2018年）。

また、社会的責任投資の動きもある。パーム油の生産における人権問題を問題視し、Norwegian Pension Fund Global Deutsche Bankは実際に資金を引き揚げた。消費者やNGOなどのボイコット・キャンペーンもある。その例が2010年にグリーンピースが主導したキットカット社に対する不買運動で、キットカット社がインドネシアの森林破壊（オランウータンの殺害）を促進していると批判された。他にも、熱帯雨林の伐採に対する反対運動が様々な環



環境保護団体によって展開されてきた。例えば Wilmar 社は、そうした反対運動を受けて、“No Deforestation, No Peat and No Exploitation” という方針を出したという。

SDGs が近年注目されているが、パーム油を主題とすると、人権侵害の具体的な内容と意味を明確にすることができる。SDGs のモットーである「誰一人として取り残されない」というときの「誰一人として」の内容が重要であり、どのような主体（個人・集団、国家、企業、投資家、活動家、消費者…）が含まれるか、あるいは含まれないのかを丁寧に見ていく必要がある。その上で、あらゆる主体の活動の根幹に、人権尊重を根づかせなければならない。

(4) 講演②：「バチカン生命アカデミーでの研究から」

青木清

（上智大学名誉教授・上智大学生命倫理研究所名誉所員・
元ローマ教皇庁生命アカデミー会員）

青木清氏の報告では、分子生物学の壮大なパースペクティブを織り交ぜながら、人類の進化史をたどりつつ、「人間の尊厳」を守ることの重要性が語られた。

現在人間として存在しているのはホモ・サピエンス・サピエンスの一種のみである。ミトコンドリアの調査によって 15 万年前のアフリカで、ホモ・サピエンスの祖先が生まれたことが分かっている。私たちの遺伝子が環境に適応したことによって、アフリカを超えて人類が全球的に居住するようになった。

DNA は 4 つの塩基でできている。どの生命も同じ DNA の塩基と構造（右巻きの螺旋構造）を持っている。人間の生命の連続性（一つの起源を持つ）と、地球上のすべての生命との連続性が見出される。

私たちのいのち（生命）が存在する確率を考えると、その確率の小ささに驚かされる。私たちの肉体は一個の受精卵が細胞分裂を繰り返し、50 兆の細胞からできているが、受精の瞬間に立ち戻ると、一度の射精で放出された精子 5 億～6 億が、女性のたった 1 つの卵子と結合する。一人の女性が一生のうちに排卵する卵子の数を 400 個と見積もると、男性と女性の間に子どもが授かるということは希有なことと言えるだろう。そもそも、人類の生命が存在する確率というのは、10 の 40 乗分の 1 とも言われている。人間のいのちを奪うということは、そのような奇蹟とも言えるほど小さい確率で生まれてきた生を奪うことである。このことを踏まえて、人間の尊厳を守っていかねばならない。

このような人間のいのちは単独で可能になるものではない。地球上の他の生物の存在があって、初めて私たちが存在可能となっている。私たちは他の生物によって生かされているのであって、経済的な事由だけのために、破壊してはならない。

分子生物学的な視点から考えると、私たちは遺伝子のキャリアである。先祖から受け継いだ DNA を、健やかに次世代にわたすことが重要となる。遺伝子がかし病気をもたらすものであれば、遺伝的疾患があるものを排除するのではなく、それを治すというのが医療である。

しかし、遺伝子を際限なく操作するということは許容されない。例えば、受精卵を用いた ES 細胞や、ヒトクローンの作成は禁止されるべきだと青木氏はおっしゃっておられた。

ここまで来ると、分子生物学のパースペクティブは、科学技術論や文明論とも接合される。遺伝子組み換え技術などのバイオテクノロジーは、人間の生活を便利にするかもしれないが、人間の生命の尊厳を守ってくれるだろうか？

また、そうしたバイオテクノロジーによって莫大な経済的利潤を生み出すことは正当化されるだろうか？ 生命の尊厳を中心に据えた文明はいかにして可能となるか？ これらはすぐれて倫理的な問題であるが、こうした問いに向き合っていくことが、これからつとに求められるだろう。

最後に、パネルディスカッションでは活発な質疑応答が展開された。その中で、「祈り」が企業や科学者集団に対してどのような意味を持ちうるか、という興味深い質問がフロアから出された。メレ氏の報告の中での「企業」集団と、「科学者」集団は、追求する目的は異なるものの、目的を徹底的に追求しようとする点では軌を一にしている。そうした集団に対して、カトリックの観点から「祈り」というものがどのような機能・役割を果たすのかを考えさせるものであった。メレ氏は共通善の実現を目指すという形で、すべての目的のために戦っていくのが「祈り」ではないか、と回答し、それぞれが努力して共通の目的に向かっていくことの重要性を強調された。また青木氏は、科学者集団が盲目的に一つの究極目標を追求する（例：ノーベル賞の受賞）ことの危険性を指摘し、研究の多様性こそが重要であると指摘された。その文脈で、心の余裕を持たせ、独善に陥らないようにするという意味で「祈り」を位置づけることができるかもしれないと回答された。■



社会倫理研究奨励賞 第14回候補論文 只今応募受付中!!

■「社会倫理研究奨励賞」とは？

南山大学社会倫理研究所（以下、社倫研）が、若手研究者による社会倫理分野における優れた研究に対して授与する賞です。

社倫研は、細分化した学問が対応し切れない錯綜した現代社会の問題に対して、人文社会科学の叢智を結集して総合的かつ包括的に取り組み、「人間の尊厳」を回復する方途を探求する研究所です。その活動の一環として、21世紀を生きる若い研究者の意欲的な研究活動を奨励し、現代のニーズに応えることを目指して、この賞を設けたのです。

■社会倫理研究とは？

社会倫理というと、すぐに応用倫理学を連想するかもしれませんが、社会倫理研究は、いわゆる応用倫理学に限られない広がりをもった領域です。取り扱われる問題系としては、国家や政治現象を対象とするものから、家族や地域社会、教育・医療・経営などの諸制度を対象とするもの、経済活動が営まれる体制、国家を超えて広がりを見せる国際社会を対象とするものなど、実にさまざまなものが含まれています。また、特定の学問方法論に限定されるものでもありません。社会問題に取り組む方法論は、必ずしも狭義の倫理的なものに限らず、経済学的、法学的、政治学的、社会学的、統計学的、教育学的、歴史的、等々さまざまなアプローチがありうるでしょう。

社会倫理研究を奨励する目的で設立された本賞では、問題系・分野・方法論を制限せず、学術性とアクセシビリティの両軸で優れた研究すべてが対象となります。

そして、若手の萌芽的な研究を支援するために、査読付きの既存の学会誌のみならず、所定の期間内に公刊されたものであれば、査読の有無にかかわらず、論文集、雑誌、紀要、オンライン・ジャーナルなどに掲載された論文も歓迎します。手堅さを背景としながらも、取り組む問題に対する情熱があふれるような意欲作の応募をお待ちしています。（詳しくは社倫研ウェブページをご覧ください。）

応募要領

応募資格 原則として論文公刊時に40歳未満

審査対象となる著作物 2019年12月1日から2020年11月30日までに日本語で公刊された論文

締め切り 2020年12月1日必着（随時受付中）

応募方法 応募用書式ファイル（他薦方式か自薦方式のいずれかを選択）を社倫研ウェブページ（<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/ja/award/>）からダウンロード・印刷してご記入の上、応募論文を同封して、下記住所までご郵送下さい。

他薦方式: 本人以外の人物による推薦文を添付すること

自薦方式: 本人による800字以内の要約を添付すること

宛先 〒466-8673

名古屋市昭和区山里町18

南山大学社会倫理研究所 社会倫理研究奨励賞係

審査方法 第14回社会倫理研究奨励賞選定委員会（委員長：石田淳 [東京大学教授]）の協議によって審査します。

審査結果の公表 受賞者本人へ通知の上、受賞者の氏名および受賞論文名を2021年2月上旬に社倫研ウェブページにて公表します。

授与式等 2021年3月16日（火）に授賞式を開催し、受賞者には記念講演を行ってまいります。また、審査結果と記念講演内容は2021年6月発行予定の『時報しゃりんけん』第14号に掲載されます。

授与される賞と副賞（給付研究奨励金） 社会倫理研究奨励賞1名（30万円）／審査員賞1名（3万円）

*審査の過程で当研究所が得た個人情報は、本賞選定の目的以外に使用されることはありません。尚、個人情報取扱の詳細については、「南山大学個人情報保護に関するガイドライン」に準拠します。



優れた論文を
ご推薦下さい!!



「レジリエンスと不安」合同研究ワークショップ 2020
「グローバル化時代の不安と希望
 -レジリエンスの倫理的基盤の探究に向けて」

中野 涼子

南山大学社会倫理研究所・非常勤研究員
 金沢大学国際学類法学系・教授

2020年1月11日から12日にかけて、南山大学社会倫理研究所と金沢大学「グローバル時代の不安と希望」研究会は、「グローバル化時代の不安とレジリエンスの倫理的基盤の探究に向けて」と題した合同ワークショップを開催した。本ワークショップでは、グローバル化が進む中で、国境を越えて広がる排外主義や疫病などに対する不安が現代社会を覆っている状況を鑑み、古くて新しい「不安」なるものにどのようにアプローチできるのかについて学際的に探求することを目的とした。以下は、それぞれの報告と議論についての簡単な紹介である。

話題提供者は、金沢大学の結城正美、山口善成、古泉達

矢、田邊浩、岡本宜高と、中野の5名である。これに対し、社倫研からは奥田太郎、森山花鈴、ウィニバルドス・ステファヌス・メレ、籠橋一輝、阪本俊生の参加があり、また、南山大学人類学研究所の宮脇千絵、外国語学部英米学科の大澤広晃にも議論に加わっていただいた。

第1セッションでは、中野涼子「存在不安から考える国際政治」と結城正美「人新世をめぐる不安—環境人文学の見地から」の報告があった。中野報告は、異なる歴史認識が国際社会において推進されることで、国家が維持を試みるアイデンティティが脅かされ、それによって高まった不安が外交政策にも影響を与える点を指摘したものであ





る。結城報告は、人間が地球の支配的アクターとなり、人間の諸活動の影響が地球にくまなく及んだ「人新世」という概念を紹介し、環境人文学から多角的に表出する人新世の不安について考察した。

第2セッションでは、「友情について—19世紀アメリカにおける信用と個人主義」と題して、山口善成が、アメリカ文学作品に描かれた友情、もしくは人づきあいに関わる不安について批判的視点を提供した。『欲望という名の電車』などの文学作品やラルフウォルド・エマソンなどの「個人主義」から見られるのは、人間関係の根底に存在する葛藤であり、また、人づきあいの難しさをうまく乗り切ろうとすることで生まれる不安であるとした。古泉達矢の報告は「1920～21年の華北旱魃と威海衛」であり、中国威海衛における旱魃とその後の飢饉をめぐる、当時の統治者であるイギリス当局の対応について実証を含めた検証を行い、その特質について議論した。

第3セッションでは、田邊浩が、現代社会論における3人の代表的論者であるジークムント・バウマン、リチャード・セネット、アンソニー・ギデンスの議論を紹介しながら、「後期近代における不安」とそれに対する様々な対応のあり方について報告した。岡本宜高「衰退への不安と大国意識—1970-80年代とイギリス」は、サッチャー政権による「強いイギリス」復活のスローガンの背後にあるとされた、人々の現状への不安やイギリスの衰退に対する危機意識を再考するものであり、70年代に広まったイギリスの衰退論が実は人為的に形成されたものではないかという指摘がなされた。

それぞれのセッションには、報告やディスカッションに関しての文書を作成する「記録委員」を2名置き、その後の総合討論で各委員の観点から論点をまとめて発表してもらった。第一セッションに関して、籠橋一輝は、社会における物語的語りの強さとリスクに注意を払い、語りの政



治性について考える際に誰が誰に対して語るかを問う必要性を指摘した。ウィニバルドス・ステファヌス・メレは、アイデンティティと政治の関係性に目を向け、現代のポピュリズムの台頭の背後に、分断された国民のそれぞれの不安を利用する政治的思惑があることへの危機感を表明した。

第2セッションに関しては、奥田太郎が、個人と全体（個人を超える人類全体の認識など）の関係性、不安を抱く人に支援を与えることへの必要性やそれに対する見返りの問題、さらには、生存よりも社会的なメンツを大事にする、あるいは、他者を信頼できるかどうかといった関係性の問題をその論点として挙げた。森山花鈴は、不安はあっていけないものと思うことへの疑念を提示し、また、不安を解消しなければならないと思うから人は苦しくなるという点を指摘した。

第3セッションを担当した宮脇千絵と阪本俊生は、不安の出現要因に関しての考察をさらに発展させる議論を行った。宮脇は、不安が人々に内在するものか外的なものかについて問題提起し、不安を解消する方法として近代医療や専門家による処方などの対処療法に頼ることへの批判的な視点を提供した。阪本は、社会変化、政治的な誘導、さらには他者との相対的な地位の変化が、不安の照源として考えられることを指摘した。

以上、紙面の都合上すべてを記すことはできないが、テーマは多岐にわたり、様々な問題意識が交錯する中で不安についての議論は進んだ。1泊2日で行ったこのワークショップでは、朝から深夜に至るまで、それぞれの学問領域に縛られない形で意見交換することができた。折しも、このワークショップの後に新型コロナウイルスの拡大に関する不安が世界的に広がった。ここでの議論を土台にして、今後も研究者間の交流を深め、現代社会に通底する不安の問題について考えていきたいと思う。■



2019年度懇話会等報告

第一回懇話会

2019年6月29日(土)

南山大学Q棟5階会議室

第1回懇話会は、2011年から2014年にかけて実施されていたシリーズ懇話会「3・11以後何が問われているのか」の一環として、復興をテーマに実施された。東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の重大事故から8年を経て、被災地支援や住民支援の際には常に「復興」という言葉が登場するが、一体それは誰にとっての「復興」なのだろうか。この問いを底流に抱きつつ、本懇話会は、持続可能な地域づくりの観点から被災地の現場で活動してきた秦範子氏と、政治理論の観点からステークホルダーデモクラシーに基づいて二重の住民登録問題を検討してきた松尾隆佑氏のお二人にご講演いただいた上で、お二人のご講演に対するコメンテーターとして藤川美代子氏(南山大学人文学部人類文化学科准教授)に人類学の観点からコメントをいただいた。なお、司会・コーディネーターは森山花鈴および三好千春が務めた。

第1報告

秦 範子氏(都留文科大学非常勤講師)

「被災地の復興計画と持続可能な地域づくり」



2011年の大震災直後には、「単なる復旧ではなく創造的復興」が語られ、「地域・コミュニティ主体の復興を基本」と語られていたにもかかわらず、その後「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の制定などを経るなかで、次第に「復興」において住民の「主体性」が奪われ、行政主導型の復興計画が中心となっていった。

この行政主導に対しコミュニティはどうあるべきかを考えるには「レジリエンス」という概念が有効である。巨大災害に見舞われた地域再生の鍵概念としての「レジリエンス」は、学問領域や政策によって多様な解釈がされている論争的概念であるが、ここでは、災害復興論におけるコミュニティ・レジリエンスを「災害リスクを最小限にするための地域や集団の能力、被災後に地域社会が回復する能力」と定義する。そして、そのようなコミュニティ・レジリエンスに基づく住民主体の復興まちづくりの具体例として、宮城県気仙沼市前浜地区における「前浜椿の森プロジェクト」の事例と、気仙沼市大谷地区の行政側が提示した防潮堤計画案変更の事例を紹介した。

前者は、地域のリーダーたちの話し合いの中から生まれた、地域に自生していたヤブツバキ等の照葉樹林を再生し防潮林として活用するという案を実行に移したものである。これは地域住民に加えて、早稲田大学のような外部との相互交流により社会的ネットワークが形成された事例であった。一方、後者は防潮堤の高さ・形状・位置などについて住民の意見を反映させるべく、大谷地区の青年層が中心となって「大谷まちづくり勉強会」が立ち上げられ、大谷のまちづくりの具体案を作り、防潮堤の位置を当初計画とは異なる案を提案して実際に計画の変更にも成功した事例であった。

第2報告

松尾隆佑氏(法政大学兼任講師)

「複数のまちに住むこと、あるいは遠くからの自治」

個別多様な被災からの回復プロセスを支援することは尊厳の問題であると同時に権利(「避難する権利」)の問題である。

いまだに従来の居住地(避難元)に帰還していない多く





の避難民も、避難先に住民票を移して避難元との関わりを保持することを望み、相当数が定期的に避難元に通うという、通い復興の実態がある。この通い復興は避難民が二つの地域に居住している形といえる。しかし、こうした避難民への支援政策には問題がある。例えば、「原発避難者特例法」は、支援対象も13市町村に限定され、その期限も不透明で国の判断に左右される不安定なものである。また、区域外避難者は支援の対象者とならないことが多く、避難先自治体の裁量に左右されてしまう。そして、被災者と接している地域住民（非被災者）の「複雑な感情」ゆえに避難者への支援継続について理解も得にくい。すなわち、「避難する権利」の実現を民主政治が阻むという事態が発生しているのである。

そこで提案されるのが「二重の住民登録」、あるいは、それに準じた「準市民」制度や「二重の地位」である。この考えは、デモクラシーを集合的自己決定と理解するなら、法や政治的決定により重大な影響を受ける諸個人は、それらの作成過程に参画する正当な権利をもつべきだという考え、および、自らに影響を及ぼす決定を行う自治体等が複数あるなら、そのどれにも参画する権利があって然るべきというステークホルダーシティズンシップの考えに基づくものである。現在、帰還しない／できない住民は地域の将来構想から疎外され易い状況にあるが、「二重の住民登録」



は、避難者でありつつ被災地復興の主体であることを制度的に保障するものとなるであろう。

お二人の報告の後、中国の水上生活者を研究している藤川先生から、被災した水上生活者を陸上定住者の視点から支援したつもりという事例とその問題点が話されたことが呼び水となって、議論は、国家の管理の問題、多数決の専制の問題、自然克服という視点を抱く人間中心主義的社会的問題など幅広い分野に及び、非常に刺激的な懇話会となった。

(文責 | 三好千春)

第二回懇話会

2019年12月15日(土)

南山大学R棟4階R49教室

本懇話会では、日本における〈極刑〉、すなわち死刑をどのように考えたらよいかというテーマで、丸山雅夫氏と秋葉悦子氏をお招きし、コメンテーターにウィニバルド・ステファヌス・メレ氏を迎えて議論を深めた。凄惨な凶悪事件が起きるたびに、日本では加害者に死刑を適用せよ、という声が湧き上がる。実際、1999年の光市母子殺害事件を契機として、それまで死刑は「適用がやむを得ない場合」に限定するというものが、「回避すべき特段の事情がない限り」適用するという方向に変化している。このよう



な流れを、私たちはどのように考えたらよいだろうか。一方、死刑の廃止や執行停止を求める声も国内外から強く発信されている。さらに近年では、自らへの死刑の適用を求めて、無差別の殺人事件が引き起こされるという大きなジレンマにも私たちは直面している。このような中で、私たちは〈極刑〉としての死刑をどのように考えたら良いだろうか。

第1 報告

丸山雅夫氏 (南山大学法務研究科教授)

「死刑—法制度と世間の存廃論」

まず一人目の講師として、丸山雅夫先生にご登壇頂き、現在の日本の死刑をめぐる存廃論の現状について解説して頂いた。

社会契約論の視点から考えると、死刑には2つの見方があり得る。一つは、伝統的な社会契約論であり、他者の生命剥奪に対する刑罰として死刑は許容されるとする「存置論」である。もう一つは、ベッカリアに代表されるような、社会契約は生命の尊重を前提としているのであって、その権利まで主権者に委ねられるものではない、という「廃止



論」の立場である。この存置論と廃止論では、犯罪という行為の責任主体をどこに求めるかという点でも違いが見られる。前者は行為者（個人）に犯罪の責任を求めるのに対して、後者は社会にそれを求める。廃止論からすれば、応報としての刑罰として、行為者の生命を剥奪する死刑には意味がない、という主張につながる。

その他の論点として、凶悪犯罪の抑止効果を持つかどうか、冤罪（誤判）の可能性、被害者感情・市民感情、刑務官の心理的負担などが、議論の俎上に載せられている。こうした論点をめぐって、死刑存置論者と廃止論者の中で議論が繰り返されてきたが、どちらも固有の問題があり、両者の議論が十分にかみ合っていない状況にある。

死刑を法定する犯罪類型は、刑法典で12種、特別刑法で6種ある。外患誘致罪では死刑が唯一の法定刑となっているが、不特定者の死が強く想定される社会的な重大犯罪や、殺人を伴う犯罪（結果的加重犯を含む）などが、死刑法定犯罪の特徴となっている。また刑事訴訟法（475条～479条）では死刑の執行命令と執行、および執行停止について一般的に規定されている。少年法51条1項では、行為時18歳未満の犯罪少年に対する死刑の適用が絶対的に禁止されている。

死刑そのものの妥当性（憲法36条）をめぐるのは、執行方法が残虐でない場合には、違反とならない（合憲である）ことが最高裁によって昭和23年に示されている。また絞首刑が残虐な刑罰に当たらないという判断も出されている（昭和30年）。その他、憲法9条（戦争の放棄）や憲法25条（生存権の保障）への死刑の抵触をめぐる行われた訴訟でも、それぞれ最高裁判決で、合憲という判断が示されている。現行憲法の条文解釈としては死刑制度そのものを否定することはできないというのが、憲法論の大前提である。憲法31条（法定手続条項）によれば、適正な法的手続きに基づく限り、死刑は許容される。

したがって、現行法を前提とする限り、解釈論によって死刑制度に異議を唱えるのはほぼ不可能であり、立法論・制度論として死刑廃止を訴えていく道しかない。死刑をめぐる現在の存置／廃止論は議論がかみ合っておらず、十分な説得力を持っていない。今後、死刑の哲学的議論を前提として政策的な判断をしていく必要がある。

第2 報告

秋葉悦子氏 (富山大学経済学部教授)

「日本における死刑廃止の構造的障壁」



丸山氏の講演の後、二人目の講師として、秋葉悦子氏にご登壇頂いた。秋葉氏には「人格主義生命倫理」という観点から、死刑廃止の構造的障壁についてご講演頂いた。

戦後の国際社会では、「人間の尊厳」が最高原則とされてきた。それは世界人権宣言（前文および第1条）、ドイツ基本法（第1条・25条）、日本国憲法（第3条・19条）、国連死刑廃止条約などに現れている。

カントによれば、人間（人格）は、良心に刻まれた普遍的道德律に従う自由意志と自己目的を持っており、まさにそれゆえに、内的価値＝尊厳を持つ。つまり、人間の尊厳は、普遍的道德律に従う自由意志に関する尊厳として規定されている。

これまでの死刑廃止論は、いずれも人間の尊厳原則に立脚して展開されている。秋葉先生によると、死刑制度は「人間（人格）の尊厳」原則の下では、存置させることはできない。

このような国際社会の流れと異なり、日本の刑事法学では、戦後、人間の尊厳原則を排除するような体系が構築されてきたという。例えば、法学の領域では「自由意志」という言葉自体が使用されないし、自由意志と表裏一体である責任概念も、本来の責任主義（自由意志が十分に発達

していない者の行為の責任は問わない）から、「刑罰の威嚇に反応する動物的本能さえ具えていれば、道德意識のいかに関わりなく、刑事責任能力を認める」というように変容していったという。その他、刑罰の威嚇による一般予防論でも、人間を自由意志を持つ理性的存在として扱わないような統治論が度々、法学者から提唱されてきた。

こうした刑法学の流れは、秋葉先生の言葉で言えば、「刑法の脱道德化」と呼ぶことができる。このような法哲学的な流れを踏まえた上で、秋葉先生は刑法を道德的主体を対象とした、人道的なものにする必要性を訴える。それは刑法の「脱・脱道德化」に他ならない。そのためには、まず第一に、犯罪抑止のために厳罰化に頼るということをやめなければならない。犯罪抑止効果を向上させるという名目で厳罰化が進められるが、それは刑罰による威嚇行為であり、人間を自由意志を備えた尊厳ある主体として扱う方向性から外れているだけでなく、人間の道德的感受性や理性の動きを鈍くさせ、人々の道德的発達や人格形成を阻害する。最終的には、理性的動物としての人間性を破壊してしまうことにつながる。「死刑は社会を野蛮にする」とは加賀乙彦の言葉であるが、人間（人格）の尊厳を中心に据えるとき、人間性を極限的に破壊する死刑を科すことは許容



されない。理性と良心をそなえた道徳的主体に対しては、これまでのような極刑を含めた厳罰化ではなく、「人間が善意志を自律的に発揮、実現するのを支援するような教育、社会環境の整備や医療福祉政策の改善・充実」が真に求められる。また、被害者の真の癒しは、赦しを通じて得られるものであるが、刑法の道徳化は「赦し」への可能性を開くものでもある。

本懇話会では、死刑をめぐる法と倫理のせめぎ合いが改めて浮き彫りになったように思う。「人格主義生命倫理」が問いかけているのは、私たちの人間観そのものであり、死刑問題を考える上でも、そうした人間観を抜きにして議論を深めることはできないだろう。これからも、死刑を哲学的な議論の俎上に載せながら、自由闊達に議論を続けていくことが望まれる。

(文責 | 籠橋一輝)

第一回しゃりんけんトークセミナー

2019年4月29日(月)

南山大学B棟4階B45教室

高見勲氏(元南山大学理工学部機械電子制御工学科教授)

「大学の勉強って役に立つの？」(シリーズ「生き方」)

司会：奥田太郎(南山大学社会倫理研究所教授)

今回のトークセミナーでは、2019年3月に南山大学理工学部を退職された高見勲先生をお招きして、「大学生として理工系の道を楽しむ方法」という演題でお話いただいた。高見先生は、三菱重工の研究所に28年間勤めた後、

南山大学で17年間にわたり教鞭をとってこられた。企業と大学での勤務経験をもつ高見先生から、現役の学部生に対して、大学で学ぶことの意味と、企業の大学に対する期待の内実についてお話いただき、学生たちに今後の大学での「生き方」について考えてもらいたい、というのが企画側の意図であった。

高見先生は、最初に「大学の勉強って役に立つの？」という今回のテーマの問いを掲げて「YES」と即答し、大学の勉強のポイントとして、(1)思考能力(論理的思考や持続的思考)の鍛錬、(2)専門性の習得、(3)教養の涵養の3点を指摘した。これらを学生たちが身につけられるように、大学の教育では、好奇心の醸成を行い、将来への展望をもたせることが重要であり、そのなかで、学生たちに思考背景を与え、「専門の香りがする教養人」へと育てていくことが必要だと高見先生は述べる。高見先生によれば、大学において学問を専門的に学ぶなかで、物事を考えるプロセスや問題解決までのプロセスを経験することで、自分が何をバックグラウンドとしながら物事を考えているのかを自覚するようになる。さらに、専門教育のなかで、それぞれの科学がもつアカデミックな方法論や考え方を身につけることにより、自分が身につけた方法論で世の中を幅広く見ることができ、また、自分なりの意見をもつことができるようになる。そうした力を身につけて大学を卒業していくことに大きな意味がある、と高見先生は受講者たちに熱く語った。

他方で、企業は若い人たちに対して、主体性、積極性、人間性をもって、将来企業を発展させてくれることを期待しているし、また、専門分野の可能性にも期待している、



と高見先生は語る。企業は、若い人たちが具体的な知識をたくさん有していることは期待しておらず、むしろ専門教育によって身につけた、物事をロジカルに自分で考え柔軟に対応できる能力を使って、現場で発生する様々な仕事に取り組むことを期待している。そのように高見先生は述べたうえで、企業は若い人のアイデアに寛容なので、企業が自分に何を期待するかを気にするのではなく、自分が企業にどう働きかけるかを考えてほしい、と受講者たちに呼びかけた。

講演後半では、理系の学問の楽しさについても語られた。高見先生が指摘したのは、(1) モノづくりに貢献できるという手応えがあること、(2) 数式を唯一の世界共通言語として世界中の人たちと交流できるボーダレス性、(3) 自分の考えが正しいかどうかを確かめる実験検証の知的醍醐味の3点であった。特に印象的だったのは、実験の面白さを語る際に、人智を超越する自然への畏怖の念が、必然的に探求者から傲慢さを消すこと、たくさん失敗できることを高見先生が強調していた点である。高見先生自ら「高見の方程式」と名付けた個人の實力を示す方程式（力量をA、成功体験の回数をS、失敗体験の回数をFとしたとき、 $A=S \times F$ ）によれば、1回も成功したことがなければ当然力量は0だが、同じく、1回も失敗したことがなくても力量は0になり、1回成功したことがあれば、99回失敗するよりも999回失敗した方が力量は上だということになる。失敗を恐れずに適切な仕方でも挑戦し続けることを高見先生は大切にしているのだろう。さらに、理工系の研究室ではチームで教育が行われており、卒業生たちとのネットワークも緩やかに展開されている点が魅力である、とも語られた。現役の学部生たちに対して「大学生の特権は自由なのだから、のびのびと好きなことを好きなだけやろう」と朗らかに語りかける高見先生の姿勢が爽快であった。

(文責 | 奥田太郎)

第二回しゃりんけんトークセミナー

2019年6月14日(金)

南山大学S棟2階S21教室

中野有美氏(南山大学保健センター長)

「あなたは〈人に相談する勇気〉を持っていますか？」(シリーズ「こころと身体」)

司会：森山花鈴(南山大学社会倫理研究所准教授)

人は誰もが日々、大小の問題、そしてそれに伴う悩みを



抱えるものである。そして人はそのような状態に置かれている時、その問題と悩み事を解決したくても、その解決方法がわからないため、どうしてもなく悩み続ける場合がある。結果として、知らず知らずのうちにその問題と悩み事が悪化し、いつの間にか、その人のこころと身体は不健康な状態に置かれ、治療などが手遅れになってしまう場合もある。それを避けるために、問題と悩み事を整理する、即ちその問題と悩み事に対する感情を特定し、その原因を正しく理解し、どんな適切な行動を取るべきかを探る技術が必要となる。しかし、自分がそのような問題と悩み事の整理術を持っていない場合にどうすれば良いのか。その整理術を身に付けるために、誰に、そしてどこに助けを求めれば良いのか。大学内に、整理術の手助けとなる機関があるのか。また学生はどのようにそれを有効活用できるのか。

これらのことを明確にするために、今回のしゃりんけんトークセミナーでは、中野有美先生をお招きし、「あなたは〈人に相談する勇気〉持っていますか？」というテーマで講話をして頂いた。学生の中には、他の学生との間に問題と悩み事を抱え、その整理術を持っていない者も多い。多くの場合、相談することへのネガティブな印象から生じる不安などの理由で、保健センターのような専門職付きの機関に相談したり助けを求めたりしないせいで、問題解決のチャンスを逃してしまう学生が少なくないことが現実である。人に相談しない状況と理由を踏まえて、中野先生は、抱えている問題と悩みに対する認知行動療法の重要性、そ



して認知行動療法を問題と悩みの有効的な解決につなげるために専門職付きの機関に相談することがどれほど必要であるか、を語った。

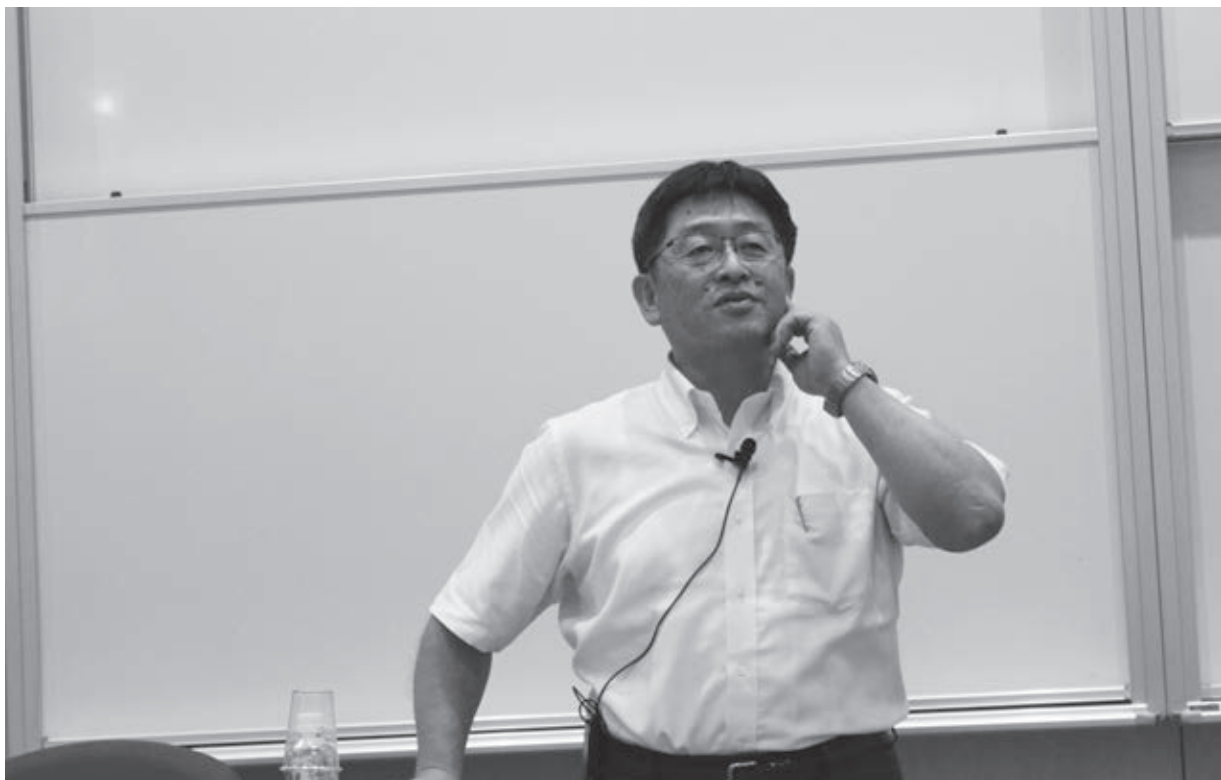
まず、認知行動療法（Cognitive Behavioral Therapy）が説明された。認知行動療法は、「ストレス解消、自分らしく生きるために日々の生活の中で大いに活用できるこころの整理術」だという。その目標は、健康な心と身体を取り戻し保っていくことであり、認知行動療法での心の捉え方を活用して「こころの整理」を有効的に実現することが必要である。中野先生は、友人関係の急な変化に悩んでいるAさんという学生の事例を取り上げながら、認知行動療法では、自分のありのままの問題と悩みに素直に向き合う姿勢が根本であることを強調した。そのためには、自分の抱えている問題と悩みに対する感情、それに伴う考え、またその考えによって取った行動の本来の原因を見出し、それらに冷静に向き合うことによって整理することが必要となる。

勿論、整理術を持っていない人々にとって特に、このプロセスは簡単なことではない。それを身に付けるためには、周りの人々、特に専門家に相談し、助けを求める必要がある。そうした相談の中で専門家と認知行動療法と共に歩んでいくことによって、ある問題と悩みに対して、以前はあまり見えなかった感情、思い、行動などの状況と背景がよ

り明確になり、それを乗り越えるための整理もより容易になる可能性がある。つまり、そうした相談によって、ある問題と悩みに対する自分の感情を正しくモニターすることができるようになり、その感情に対する思いもより素直なものになり、解決の糸口への適切な一歩を踏み出すことが出来る。

但し、ここで相談する勇気をもてるかどうかということが、多くの人々にとっての問題である。自分の悩み事が笑われるのではないかと心配、カウンセラーと気が合わないのではないかと不安、相談を通して人に頼ることは弱い人間の証拠なのではないかと恐怖感などが、相談する勇気を失わせる理由になり得る。その場合、友人や家族などの身近な人に相談してみたり、保健センターのような専門職付きの相談機関に電話で相談してみたりするなどの勇気を身に着けることが、問題解決への新たな一歩となる可能性がある。中野先生は、大学内の保健センターでまとめ役を務めておられる専門家という立場から、上記の心配や不安、恐怖感などは誤解に基づく思い込みなので、それらを緩和する道を見つけるのが課題だと指摘した。大学内にある保健センターは学生のこころと身体のケアのためにある。中野先生は、そのあり方とシステムを紹介した上で、これからは問題や悩み事の相談のために上手に活用してほしいと学生に呼びかけた。





今回のトークセミナーは、様々な問題と悩み事を抱えても相談する勇気がなく、誰にどこで相談すれば良いか分からない学生にとって、特に意味深いものであっただろう。

(文責 | ウィニバルドス ステファヌス メレ)

第三回しゃりんけんトークセミナー

2019年7月12日(金)

南山大学S棟2階S21教室

稲葉寿郎氏(清真学園中学校・高等学校教諭)

「歴史を忘れた街に人の居場所はあるか？」(シリーズ「暮らし」)

司会：森山花鈴(南山大学社会倫理研究所准教授)

本トークセミナーでは、稲葉寿郎氏をお招きし、ご自身が主宰しておられる「水戸桜川千本桜プロジェクト」で行われている、歴史的景観の復元の取り組みについてお話しいただいた。

「水戸桜川千本桜プロジェクト」では、徳川光圀公が大日本史の編纂を始めた時のキーワードであり、後の水戸学を生んだ「彰往考来(=過去を明らかにして未来を考える)」という重要な教えを礎にしながら、水戸桜川の「景観」、「歴史」、「環境」を守るという活動を展開しておられ

る。元々は高校生と一緒に応募したコンペの案として始まり、2012年に設立、現在では大学生となったメンバーや市民と一緒に、サクラの植樹を通じた環境保全や歴史教育、まちづくりといった活動が精力的に展開されている。

景観には必ず、先人がそこに込めた「意味」があるという。しかし現実には、水戸では都市開発が進み、景観が変わり放題になってしまっている。こうした状況に危惧を覚えた稲葉氏は、「水戸桜川」の歴史的景観を手がかりにして、環境再生やまちづくりを進めてきた。

トークセミナーでは、茨城(水戸藩)と名古屋(尾張藩)との縁から始まり、「桜川」をめぐる様々な興味深い歴史について、明快かつ饒舌な語り口で解説して頂いた。桜川は、東のサクラの名所であり、紀貫之の歌にも登場する。サクラが満開と聞けばお供抜きで一人出かけてしまうほどの桜狂いとして有名だった水戸光圀公は、桜川のサクラを借楽園近くの小川に移植し、そこを「桜川」と名付けたという歴史的な経緯がある(これが、水戸桜川千本桜プロジェクトで対象とされる「桜川」である)。

東の桜の名所として有名な本家の桜川が庶民に広く知られるようになったのは世阿弥の「桜川」という謡曲である。桜川の謡曲では、母が生き別れとなった息子に会いたいあまり、川の水面に落ちた桜の花びらを自分の息子として網



で掬うという場面が出てくるが、その場面をデザインに取り入れて作られた茶器が、「桜川釜」である。これは千利休の大好きな道具の一つであり、大切に持っていたものである。非常に興味深いことに、謡曲桜川をつくった世阿弥の子孫に当たる千少庵を利休は養子にしており、茶の文化と能の文化が桜川を通じて合流している。水戸光圀公は、こうした文化的背景をすべて理解した上で、「桜川」にサクラを移植した。

稲葉氏は、水戸光圀公が最初にサクラを植えたと言われる場所を特定したが、現在はその面影がなく、ゴミが投棄される有様だった。そこで、その場所（森）をナショナルトラストにしようという運動を仲間と考えていたとき、ある住宅メーカーから、その土地を買ったという連絡が届いた。好き勝手な土地開発をされてしまっは大変と、その住宅メーカーと掛け合い、その土地が持っている歴史的な意味を滔々と説明されたそうである。その後、事態が急転する。住宅メーカーから、サクラを造成区画の各家庭（計94戸）に1本1本植えて、千本桜プロジェクトの最初の100本をそこに植えようというアイデアが提示された。企業がここまで前向きにやってくれるのかと思い、稲葉氏は感動したそうである。トークセミナーを聴講していた私も、稲葉氏の語り口にぐいぐいと引き寄せられていたことを考えると、稲葉氏が感動したという住宅メーカーの変節も、さもありませんと妙に納得してしまった。

「千本桜プロジェクト」の面白い点は、地域住民や市民と一緒に、サクラを基点としたまちづくりを進めているところである。例えば上述の住宅地へのサクラの植樹でも、植えたら終わりなのではなく、街路の桜を大きくしないようにするにはどうしたらよいかや（最終的に、中低木の桜を植えた）、どうやったら毛虫がつかないか、どうしたら剪定して大きくならないかを住民とメンバーと一緒に考えている。また、「水戸桜川」発祥の地に住んでいる人たちが、ここがどういう土地であるかを自覚をもらうために、クラウドファンディングでお金を集め、石碑を建てた。これによって、そこで生まれた子どもが後々、この土地がどういう土地かを理解し、その土地を愛してもらうことを目指している。単に景観を保全するのではなく、「歴史」、「景観」、「環境」、「人間（将来世代も含む）」が有機的に結びつけられている点に、このプロジェクトの先進性があるように思われる。

最後に、トークセミナーの参加者に向けて、稲葉氏が語ったのは、「土地の記憶」の大切さである。例えば、本来住

むべき場所でない（災害が多く発生する）土地は、地名に先人達の警鐘が込められていたり、石碑が建てられていたりするが、そうした知識はなかなか活かされない。東日本大震災の津波や、豪雨による浸水被害などで、被害が深刻だった場所には、先人達が残した「土地の記憶」が残っている。

「景観」という日本語を最初につくった植物学者の三好学（明治から昭和にかけての桜研究の第一人者でもある）は、次の言葉を残している——「環境があってそこに人間が存在する」。私たちはともすればお金に目を奪われがちであるが、まずは環境を第一に考えること、自分が環境を主体的に守っていくという自覚を持つことが重要である。とりわけ、身近な環境である「公園」を大切にしたい、というメッセージが稲葉氏から参加者に向けて語りかけられた。

「土地の記憶」、「景観の意味」というキーワードは、今後、サステイナビリティを考える上でもきわめて重要なテーマになると思われる。「彰往考来」という構えこそ、環境や人との関係性が希薄化しつつある現代の私たちにとって、最も切実に求められているものかもしれない。そうした大きなコンテクストでも、稲葉氏の活動は高く評価されるべきであろう。

（文責 | 亀橋一輝）

第四回しゃりんけんトークセミナー

2019年10月17日（木）

南山大学S棟2階S22教室

磯野真穂氏（国際医療福祉大学大学院准教授）

「〈食べる〉って簡単なこと？」（シリーズ「生き方」）

司会：奥田太郎（南山大学社会倫理研究所教授）

今回のしゃりんけんトークセミナーでは、「私たちはなぜ〈ふつう〉に食べられるのか、なぜ〈ふつう〉に食べられないのか」というテーマのもと、私たちの生活には欠かせない「食べる」ということについての議論が行われた。私たちの「食べる」という行為はまず食べ物を買い、料理をし、箸で掴んで口の中に入れ、噛んで飲み込む。学食で友達と話しながら食べることもあれば、家で一人で食べたりのする。友達と流行りのカフェに入り、楽しい話や悩み事を話しながら出された料理を食べ、充実した時間を過ごす。私たちの「食べる」という行為はごく当たり前のことのように感じるだろう。しかし、誰かに太っていると言わ



れたり、テレビや雑誌の中の綺麗なモデルに憧れたり、日常の中でふと沸き起こったあるきっかけで「食べる」という行為ができなくなった人達がいる。

磯野さんは、アスレチックトレーナーを志し留学した米国で文化人類学に出会い、文化人類学の観点から摂食障害について研究をされてきた。今回の講演では、磯野さんと摂食障害を抱えた2名のインタビューの資料から摂食障害や「食べる」ということについて考えた。今まではごく当たり前のように食べることができていた2名だったが、あるきっかけで食を制限し、栄養素、カロリー、体重という3つの基準を気にする食生活を送っていた。彼女たちは、これらの基準を極度に気にするようになったことで、友達とご飯を食べても基準ばかりが気になり楽しく食べられなくなった。「おいしい」という感覚がなくなったのである。私たちは、栄養素を摂取する目的の「食べる」という行為だけでなく、誰とどこで食べたかというおいしかったストーリーや記憶が人生のストーリーとなり豊かにしていく。しかし、おいしいという感覚がなくなってしまった彼女たちは、基準が全てとなってしまう、誰と何を食べるかという「場」の中に食べ物を入れることができなくなってしまった。磯野さんは議論の中で知識を入れすぎることの悪循環について言及されていた。彼女たちは、栄養素、カ

ロリー、体重という外側の情報でコントロールされ、自分の体を信じて調整することができなくなった。「食べる」という人間らしい行為が、知識を入れすぎることの悪循環によって奪われていったのである。

磯野さんは最後に、現代社会とダイエットは密接に関係していると述べた。私たちは今、情報を手軽に簡単に入手できる。細く綺麗なモデルがファッションについて語る番組、容姿をいじって笑いをとる番組、肥満体型の人が集まってダイエットをする番組、「簡単に痩せる」と書かれたサイト…一般的に可愛い、美しいとされる体型がメディアなどで拡散され、現代は痩せているほどいいとされる痩せ型理想が広がっていった。その中で、「誰でもできる、でもあなたはできていない」という視線が、過酷な摂食障害を進めてしまうのである。

今回の講演を通して、痩せ型理想に近づくために外側の情報や知識を自分の生活の全てにすることの危険性や、私たち誰もが人間の「食べる」という当たり前の行為ができなくなってしまう可能性があること、現代において「おいしい」という人間らしい感覚がなくなる危険性が潜んでいることを改めて感じる事ができた講演であった。

(文責 | 井畑萌)



活動報告

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト活動報告



2019年10月23日～26日にかけて、社会倫理研究所のメンバー（奥田太郎、森山花鈴、ウィニバルドス・ステファヌス・メレ）とともにクイーンズランド州のケアンズに滞在した。ケアンズの滞在中に、ケアンズ研究所での研究報告と、社会的レジリエンスに関連する活動を行っている団体への聞き取り調査を行った。なお、今回の研究報告と調査は、ケアンズ研究所のAllan Dale教授に全面的に協力して頂いた。

(1) ケアンズ研究所での研究報告

2019年10月25日に、ケアンズのジェームス・クック大学にあるケアンズ研究所（The Cairns Institute）にて研究報告を行った。

本報告では、「社会的レジリエンス」を持続可能な発展論の枠組み（包括的富）を用いて定義し、その枠組みを通じて、オーストラリアのランドケアと、日本の讃岐平野の渇水適応の事例を定性的に比較分析した。両事例とも、対象となる資源（ランドケアでは土壌や在来種、讃岐平野ではため池の水と稲）の代替不可能性が強く認識されたことで適応行動が始まっており、自然資本や人工資本、人的資本への投資が短期間に活発に行われた。また、制度変化に関して、ランドケアでは例えばファシリテーターやコーディネーターを創出するための制度が整備されたこと、讃岐平野では水融通というそれまでは行われることのなかった地域間の配水調整が行われた。こうした制度変化は、上述の自然資本・人工資本・人的資本によって構成される包括的富への投資と相まって、より効率的に資源危機への対応を可能にしたと考えられる。

研究会には、オーストラリアのランドケアの黎明期を支えたという実務家の方も参加しておられ、参加者と貴重な意見交換をすることができた。



ケアンズ研究所での研究発表の様子



(2) クイーンズランド州での聞き取り調査

2019年10月24日に、以下の3つの団体に聞き取り調査を行った。

① Mission Australia

この団体は、ケアンズのヤラバ (Yarrabah) 地区に位置し、12歳以下の子どもの健康や福祉をコミュニティと一緒に進んでいくことを目的としている。この団体は「場所に根ざしたコミュニティ発展 (place-based community development) の実現」をコアバリューとし、様々な活動を展開している。例えば、ホームレス支援 (2,000を超える住宅の提供)、子どもの教育支援 (両親の子育てサポートプログラム、子どもの問題の早期発見等)、メンタルヘルスの回復や薬物・アルコール依存症の治療、連邦政府が提供する障がい者向け保険の提供 (0歳から6歳までの障がいを持つ幼児の教育支援も含む)、失業者への就業支援といったプログラムを Mission Australia は提供している。

この団体の活動には、子どもを始めとして、地域の中で弱い立場に置かれた人々の側に立ち、コミュニティが全体と一緒に解決していこうという姿勢が強く現れている。ランドケアとの親和性も高いように思われた。

② Edward Kock Foundation

この団体はエドワード・ノック医師によって1995年に立ち上げられ、クイーンズランド北部の地域を主な対象として、自殺予防の活動を展開している。今回は、同財団の Chief Executive Officer である Dulcie Bird 氏にお話を伺うことができた。

この財団では、自殺予防プログラムを2008年に作成し、この地域の保健・福祉の部局からのボランティア80名から構成されるタスクフォースを立ち上げている。このタスクフォースでは、1) Lived Experience Reference Group、2) Stigma Reduction Committee、3) Public Education Committee、4) Peer Support Team という4つのタスクグルー



Mission Australia の会議室にて



プがあり、この地域の自殺防止に大きな貢献をしている。また、子どもの自殺や、先住民（アボリジニ、トレス海峡諸島民）の自殺問題も重視し、積極的にプログラムを展開している。

自殺問題の解決に向けては、「誰一人取り残さない（No one will be left behind）」という姿勢が強く求められる。自殺問題を「地域やコミュニティの問題」として主体的かつ能動的に働きかけるエドワード・ノック財団の活動は、クイーンズランド北部地域の持続可能な発展に大きく貢献していると言えるだろう。



Edward Kock Foundation でのインタビューを終えて

③ Terrain NRM (Natural Resource Management)

Terrain NRM はクイーンズランド北東部の沿岸に広がる湿潤熱帯地域（Wet Tropics）での環境保全、資源管理、持続可能な土地利用等を進める組織である。オーストラリアでは全土で合計 56 の NRM が存在し、それぞれの地域の土地利用を管轄している。Terrain NRM はそのうちの一つであり、2003 年に設立された。Terrain NRM の現在の主な役割は、2015 年に立ち上げられた“Wet Tropics Plan for People and Country”というプログラムの実行・管理を行うことである。

当日は、訪問当時に進められていた湿地の造成プロジェクトの現場を視察することができた。水の浸透や通り道が綿密に計算され、作物の生産と環境保全がうまくバランスするよう、効率的に土地利用を行っていることが印象的だった。

報告 ■ 籠橋 一輝

南山大学社会倫理研究所第二種研究所員
国際教養学部 准教授



Terrain NRM の活動現場の視察



活動報告

「いのちの支援」研究プロジェクト活動報告



1. 「いのちの支援」研究プロジェクト

「いのちの支援」研究プロジェクトは、自殺の問題を中心に、私たちの生命、生活、人生に関わる諸問題を「いのち」の問題と捉え、その対処について、当事者の自律的な活動から国・行政の施策に至るまでを幅広く「支援」と位置づけ、「いのちの支援」にかかわる多様な課題について総合的に取り組む研究プロジェクトである。

本研究プロジェクトは、2015年度から社会倫理研究所第一種研究所員の森山が中心となり実施しているプロジェクトであり、2019年度は、いのちの支援に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場として「社会倫理研究プラットフォーム（略称：しゃりんけんプラットフォーム）」の開催（全12回）やプロジェクトに関わる懇話会の開催（全1回）、しゃりんけんトークセミナーの開催（全2回）などを実施してきた。また、2019年度は、コロナ禍の前にオーストラリア、フィンランド、デンマーク、英国へ調査に訪れている。

2. 社会倫理研究プラットフォーム

2019年度もこれまでに引き続き、「いのちの支援」に関わる研究者や実務家が自由な対話を行う場である「社会倫理研究プラットフォーム」を以下の通り全12回開催した。

社会倫理研究プラットフォームは2015年より月1回程度のペースで実施してきており、これまでの参加者は、医学（精神科・内科）・心理学・哲学・倫理学・社会学・経済学・人類学・法学・政治学・教育学などの各専門分野の研究者、実務家（弁護士、教員、民間団体、復職支援・障害者支援の民間企業、マスコミ関係者、政治家）、行政関係者（県、

保健所、市町村）などである。毎回15~20名程度の人数で、セミクローズドの形をとって定期的に開催してきた。

なお、社会倫理研究プラットフォームは、最先端の研究や現場の生の話を聞くことができる機会であるとともに、役職や立場に関係なく自由に対話する空間であるため、幅広い議論ができる場となっている。テーマについての詳細についてはここでは掲載を控えたいが、「いのちの支援」に関わる諸問題を毎回取り扱っており、1回ごとに2~3時間で実施している。

2019年度（全12回）※敬称略、所属は当時。

第1回 2019年4月25日（木）

マイケル・シーゲル（南山大学社会倫理研究所元教授）

第2回 2019年5月31日（金）

谷口真知子（日航ジャンボ機墜落事故遺族）

第3回 2019年6月28日（金）

松尾隆佑（法政大学法学部兼任講師）

第4回 2019年7月12日（金）

稲葉寿郎（清真学園中学校・高等学校教諭）

第5回 2019年8月2日（金）

小森田龍生（日本学術振興会特別研究員PD / 上智大学）

第6回 2019年8月30日（金）

菊地建至（金沢医科大学一般教育機構講師）

第7回 2019年10月17日（木）

磯野真穂（国際医療福祉大学大学院准教授）

第8回 2019年11月29日（金）

三澤恵子（グリーフサポート SaChi 代表）

第9回 2019年12月13日（金）

山下敏雅（永野・山下法律事務所、弁護士）



第10回 2020年1月23日(木)

鶴見哲也(南山大学総合政策学部准教授)

第11回 2020年2月19日(水)

ウィニバルドス・ステファヌス・メレ(南山大学社会倫理研究所准教授)

第12回 2020年3月27日(金)

湊明乃(ソーシャルワーカー)

3. 懇話会としゅりんけんトークセミナー

「いのちの支援」研究プロジェクトとして、2019年度は下記1回の懇話会と2回としゅりんけんトークセミナーを実施した(他のプロジェクトとの合同開催含む)。

詳しくは別ページにあるそれぞれの報告を参照していただきたいが、第1回懇話会では、東日本大震災、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故から8年が経つということで、「復興」をテーマに持続可能な地域づくりの観点から被災地の現場で活動をしてきた秦範子氏、そして政治理論の観点からステークホルダーデモクラシーに基づき二重の住民登録の問題を検討してきた松尾隆佑氏を招き実施した。

しゅりんけんトークセミナーについては、2019年度は精神保健や生活をテーマに学生向けに実施してきた。しゅりんけんトークセミナーは、毎回学生からの評価も高いため、クォーターごとに1~2回のペースで今後も実施していきたい。

【懇話会】

第1回 2019年6月29日(土)

誰にとつての「復興」か?—住する・寓するの社会倫理

報告者 秦範子(都留文科大学非常勤講師)

松尾隆佑(法政大学兼任講師)

討論者 藤川美代子(南山大学人類学研究所第二種研究所員/人文学部准教授)

【しゅりんけんトークセミナー】

第2回(シリーズ「こころと身体」)2019年6月14日(金)

あなたは〈人に相談する勇気〉を持てますか?

報告者 中野有美(南山大学人文学部教授/保健センター長)

第3回(シリーズ「暮らし」)2019年7月12日(金)

歴史を忘れた街に人の居場所はあるか?

報告者 稲葉寿郎(清真学園中学校・高等学校教諭/水戸桜川千本桜プロジェクト代表)

4. 第43回日本自殺予防学会総会

2019年9月6日(金)~8日(日)に第43回日本自殺予防学会総会を南山大学にて開催した。なお、大会長は森山が務めた。多くの研究者・実務家・行政関係者が来場し、連携を深めていくことができたと考える。なお、この期間にあわせて、名古屋市より委託を受けた下記の講演会を南山大学社会倫理研究所主催で実施した。

こころの健康づくり講演会Ⅰ こころの力をいかす認知行動療法のエッセンス 2019年9月6日(金)

報告者 大野裕(一般社団法人認知行動療法研修開発センター理事長)

モデレータ 中野有美(南山大学人文学部教授/保健センター長)

こころの健康づくり講演会Ⅱ 家庭内のストレス:親、夫婦、子供の関係を考える 2019年9月7日(土)

報告者 石蔵文信(大阪大学人間科学研究科未来共創センター招聘教授)

モデレータ 阪本俊生(南山大学社会倫理研究所第二種研究所員/経済学部教授)

また、第43回日本自殺予防学会総会のプログラムは下記の通りである。



【研修会・ワークショップ】

自殺予防教育研修会 「学校における自殺予防教育プログラム：GRIPの活用」(演者：川野健治)

地域の支え合いとつながりにおける自殺対策ワークショップ(座長：藤城聡/助言：萩原竜佑、森山花鈴)

総会研修会 メンタルヘルスに不慣れな人のための心の問題への寄り添いかた～ここからはじめる自殺予防と危機管理(演者：内藤宏、木村勝智、宮崎仁)

学会認定研修会 自殺予防ゲートキーパー研修会の作り方(演者：張賢徳、河西千秋、赤平美津子、小高真美、太刀川弘和)

【教育講演】

1) 自殺と多様なコミュニティ：日本のLGBTQIA、多文化共生、その他のマイノリティへの支援における文化的配慮(座長：菊地建至/演者：アンドレア・カールソン)

2) 大学における自殺予防とひきこもり支援(座長：太刀川弘和/演者：古橋忠晃)

3) 自殺予防と安楽死(座長：張賢徳/演者：有馬齊)

4) 過労自殺の予防について：産業医と主治医が法律上できること(座長：糸和彦/演者：生越照幸)

5) てんかん患者の自殺予防(座長：加我牧子/演者：兼本浩祐)

6) 駅での自殺防止に向けた鉄道従事員による声かけ手法のモデル化と教材の開発(座長：大塚耕太郎/演者：藏谷正人)



教育講演7 揺らぐアイデンティティ～精神障害の親と暮らす子どもの困難～(座長：佐藤まどか/演者：土田幸子)

【シンポジウム】

1) 自殺予防と国際協働活動(座長：張賢徳、河西千秋/演者：Jong-Woo Paik、Kim Na Ri、張賢徳、河西千秋)

2) 若者の自殺対策(座長：小田原俊成/演者：橋本治、中野有美、高橋あすみ、小田原俊成)

3) 自殺と社会(座長：太刀川弘和/演者：平野孝典、平光良充、岡檀、阪本俊生)

4) ポストベンションを語りなおす～自死遺族支援における今後の実践と研究に向けて(座長：川島大輔/演者：佐藤まどか、野々山尚志、～こころの居場所 AICHI～自死遺族支援室スタッフ、鳴海紗恵)

5) 救急医療と自殺予防(座長：竹内浩、河西千秋/演者：三宅康史、杉山直也、川島義高、河西千秋/指定討論：小西潤)

【いのちの電話市民公開講座「生きる」をひもとく～より生きやすい社会を目指して～】

基調講演 脳科学が語る「生きる」(演者：糸和彦)

シンポジウム 「生きづらさ」を考える(コーディネータ：森山花鈴/演者：湯原悦子、岩城正光、花井幸二、糸和彦)

【ランチョンセミナー】

I) 双極性障害の診断と治療の現状：自殺危険率の高さを踏まえて(座長：張賢徳、演者：尾崎紀夫)

II) 身体疾患の患者さんの自殺予防：特にがんに焦点をあてて(座長：加藤正、演者：明智龍男)

5. 今後の「いのちの支援」研究プロジェクト

森山個人としては、昨年度に引き続き、県、市町村、保健所などへの助言者や研修会講師等をつとめるとともに、このコロナ禍での自殺対策と地域の現状について調査を実施している。また、大学生へのアンケート調査(自殺対策および新型コロナ感染拡大に伴う生活調査等)を辻本耐氏(学校法人長栄学園木島幼稚園)らと実施するとともに、2020年度はコロナ禍で経済の悪化やそれによる自殺者数の増加も懸念されるため、引き続き樋口麻里氏(北海道大学大学院)、平野孝典氏(桃山学院大学)、阪本俊生氏(南山大学)らと自殺対策や自殺の問題に関する共同研究を実施していく予定である。

報告 ■ 森山花鈴

南山大学社会倫理研究所第一種研究員
法学部 准教授



活動報告

「企業・人権・倫理」研究プロジェクト



本研究プロジェクトは、私たちの社会における企業の逆説的な役割に対する懸念から生じた。企業の活動は、私たちの社会に繁栄や生活水準の向上などをもたらす上で非常に重要な役割を果たしているが、しばしば人権侵害を伴う。この逆説的な役割ゆえに、企業は昨今ますます監視の対象になっている。

世界中で企業の人権責任を求める声が高まっている中、2018年以來、本研究プロジェクトは、「法・制度・倫理」研究プロジェクトおよび「カトリック社会倫理」研究プロジェクトに連なる形で、企業がビジネスを行う上で人権責任を行使するために必要とされる倫理的および規制上の原則を探求することを試みている。2019年度は、まず倫理的原則に関して、カトリックの道徳的価値観が人権に配慮したビジネス活動の倫理的基礎になる可能性の研究に焦点を当てた。また、規制上の原則に関しては、企業による人権責任の遵守を確保するために、国連指導原則（2011年）に規定された企業の人権デュー・デリジェンスの限界と可能性を検討した。それらの研究報告の詳細は以下の通りである。

1. カトリック倫理と日産前社長の逮捕事件の研究

日産の前社長、カルロスゴーンが権力および企業金融利用の疑いで2018年末に逮捕され、国内外で注目を集めた。倫理的に問われるのは、何故企業の取締役がそのような不正を行ったかである。カトリック倫理に基づく企業の社会的責任の視点からそれを分析した。主な研究課題は、(1)カトリック倫理の基礎となる「人間の尊厳」と「共通善」、

そして、カトリックの道徳的美徳である「連帯」と「補完性」の原理に照らして、社会的な企業と経営者のあり方と役割、事業の利益などをどのように理解すべきか、(2)それらが、自由競争を通じて利益の蓄積を第一目標とする現代の新自由主義的経済制度と、共通善を目標とする企業の社会的な責任とのバランスを構築するために、どのようにそしてどの程度関連するか、という二つの点にある。

The Japan Mission Journal 73(2)に掲載された私の研究論文では、以下のような議論を展開した。新自由主義的な経済思想の下で、ビジネスの主な目的は経済的（商業的）利益の最大化だと一般に想定されているが、企業活動から生じた様々な社会問題を見れば、単なる事業利益を超えた、より基本的な事業目的が不可欠である。その目的とは、経済活動を通して人間の社会的・霊性的側面、即ち、神の似姿として作られた一人一人の尊厳を満たすことにより共通善の充実を実現することである。実際には、それが経済的権利のアクセスとリソースの公平な分配（連帯）と、事業活動に関わる利害関係者の集中的なエンパワーメント（補完性）によって実現されることになる。

2. 「社会と倫理」第34号の特集

本研究プロジェクトの一環として、社会倫理研究所が刊行する『社会と倫理』第34号に「ビジネスと人権—デュー・デリジェンスの可能性と限界」というテーマで学術論文の特集を組んだ。人権を尊重する企業の社会的責任への期待に応じて、2011年に国連総会が「ビジネスと人権に関する指導原則」を採用した。この原則における企業による



人権責任の概念の中心は、人権リスクを特定し、その影響を評価、軽減、対抗するために人権デュー・ディリジェンスを実行する義務である。但し、企業の責任において人権デュー・ディリジェンスを導入するという概念は、まったく新たな取り組みであるため、理論的にも実践的にも課題は多い。

この課題への回答を検討し分析するために、まず、経営の視点から、金綱基志氏が、人権保障を普及・強化していく主体としての企業には二通りあることを示したうえで、「各国政府が定めた人権に関する法的義務を遵守する」企業と「世界各地の人権リスクを減らすための積極的な活動を行う」企業に注目して論じた。また、私、プロジェクトリーダーのメレは、人権の観点から、人権デュー・ディリジェンスの可能性と限界の三つの課題、即ち「人権デュー・ディリジェンス原則に対する企業のコンプライアンス」、「人権リスクに関する企業の理解」、「人権デュー・ディリジェンスを実施するためのノウハウ」に焦点を当てて分析した。

3. オーストラリアの研究者との情報交換

2019年10月20日から26日まで、私も研究分担者として名を連ねる科研費基盤研究(B)「レジリエンスの倫理的妥当性を支える持続可能性と補完性に関する社会倫理学的研究」(課題番号:19H01189)の一環で、オーストラリアのブリスベンおよびケアンズを訪問し、Australian Institute for Suicide Research and Prevention (AISRAP, Griffith University) と The Cairns Institute (James Cook University) の研究者達との共同研究打ち合わせと情報交換を行った。

2019年10月21日にグリフィス大学で AISRAP のスタッフ達による自殺対策の研究報告を聞き、意見交換をした。報告の主な内容はオーストラリアの自殺対策事情であったが、その中に本研究プロジェクトと関連する報告があった。それは、「クイーンズランド州建設産業における職場のいじめによるメンタルヘルスと自殺傾向に及ぼす影響」の研究活動であった。報告を受けた時にはまだ研究活動が進行中であったため、その結果はまだ分かっていなかった。但し、職場での自殺とメンタルヘルスは、労働者の様々な権利と関連しており、企業が彼らの人権を尊重し守るために、人権政策、即ち、人権デュー・ディリジェンス制度を取り込んだかどうか、もしそうであれば、どのようにそしてどの程度実施したか、といったことにも関わる。このテーマは、本共同研究の共通課題として理解されており、その可能性をさらに検討する予定である。

4. 欧州の研究者との情報交換

2020年2月24日から3月7日まで、上記の研究課題で欧州の研究者達と、メンタルヘルスと自殺対策における補完性原理の適用事例の調査を行った。そのために、Center for Suicide Research (デンマーク:以下 CSR と表記)、Finish Institute for Health and Welfare (フィンランド) とその他の関連施設を訪問し、両国の自殺対策の事情について情報と意見交換を実施した。参加者は私のほかに、奥田太郎、森山花鈴であった。

本研究プロジェクトと直接関連する研究課題は、2020年2月27日にオーデンセの CSR で報告された鉄道会社によるメンタルヘルスと自殺対策であった。1990年代から鉄道の自殺数が増加するにつれて、以前は協力することを拒否していた鉄道会社も、自社の職員が鉄道での自殺を直接観察した結果自らも精神的に病み自殺してしまったという問題を抱え始めたのを契機に、CSR による鉄道での自殺対策の研究に協力するようになった。結果として、自殺の原因、状況、体動、人数などを特定することが出来、駅や鉄道で自殺未遂の早期発見システム、自殺行為を防ぐ設備など、より有効な予防戦略を開発することに繋がった。これは鉄道会社が自らの職員にだけでなく、一般社会に対しても企業の社会的責任を果たした具体的な事例として捉えられるだろう。

5. 今後の展開

2019年度の研究課題と活動は主に、「企業・人権・倫理」研究プロジェクト(ある程度「カトリック社会倫理」も)の一環としてカバーしていた。これからそれらの研究プロジェクトの課題と活動を継続しながら、「法・制度・倫理」に関する課題と活動にも研究範囲を拡大したい。特に法律の視点から具体的な国内外の人権問題を取り上げる。その中には難民の人権問題は優先課題の一つである。この課題を深めるために、国際人権法の専門家の意見を踏まえながら議論出来る研究会や懇話会などを開催したいと考える。

報告 ■ ウィニバルドス ステファヌス メレ

南山大学社会倫理研究所第一種研究員
法学部 准教授



食べる事を考えるための十冊

ウシ

ブタ

キッチン

ダイエツ

サカナ

ポテトチップス



案内 ■ 磯野真穂 いその・まほ
独立人類学者



ヒ ト ウ ス

ト コ メ

ド ー ナ ツ

誘われるキーワードから

順不同で読んで欲しい。

Keyword 01: ウシ

マーヴィン・ハリス『食と文化の謎』岩波現代文庫、2001年。

ヒンドゥー教徒はなぜウシを食べないの？ それはかれらにとって牛が神の使いだからさ。

この通説を、「牛を食べずにおいた方がかれらが生きるに都合が良い」と喝破したのがハリスである。牛乳を飲み、開墾際にはスキを引かせ、糞を薪として使った方が食べるよりも合理的である。宗教による禁止はこの合理性を守るのに有効なのだ。

文化人類学の中では数少ない唯物論の論客であるハリスの見解。あなたはどうか考えるだろう。

Keyword 02: ブタ

比嘉理麻『沖縄の人と豚—産業社会における人と動物の民族誌』京都大学学術出版社、2015年。

沖縄といえばブタ。しかし沖縄の人々には、豚を愛しながら忌避するという矛盾した態度が見られる。実はその態度は、戦後やってきた産業社会の産物であった。人々が豚に対して感ずる匂いの中にその社会背景を読み取る箇所は圧巻。

豚舎を掃除し、市場で大腸を刻み、屠殺場の様子までつぶさに観察した上で書き上げられた緻密なエスノグラフィ。著者の豚愛にもふれて欲しい。

Keyword 03: ヒト

ピエール・クラストル（穂藻充訳）『グアヤキ年代記—遊動狩人アチェの世界』現代企画室、2007年。

南米パラグアイをフィールドとする著者が噂に過ぎないと考えていた、現地民族・アチェの食人。ところがアチェの老婆のふとした発言から、かれらの食人が判明する。しかしかれらの食人は野蛮なそれとは程遠く、精緻に制度化され、また意味づけられた葬送の儀礼であった。

資本主義社会の侵食により消えかけていた伝統的民族の生活にふれられることも本書の魅力である。

Keyword 04: ウス

藤子・F・不二雄『ミノタウロスの皿』小学館文庫、1995年。

宇宙で難破しイノックス星にたどり着いた主人公は、ミネアという美しい女性に出会う。しかし時を経るにつれ、彼女はこの星の家畜“ウス”であることが判明する。彼女は、この星を統べるウスそっくりの支配者が催す祝宴のご馳走だったのだ。彼女を地球に連れて行こうとする主人公。どうせ死ぬのなら大勢の人を楽しませ、歴史に名を残す方が荣誉だとするミネア。「食べる」にまつわる私たちの倫理観は徹底的に破壊される。



Keyword 05: キッチン

藤原辰史『ナチスのキッチン』水声社、2012年。(『[決定版] ナチスのキッチン:「食べること」の環境史』共和国、2016年。)

収納・調理・洗浄の機能が一体となったシステムキッチン。ヨーロッパでこの開発を推し進めたのはナチスドイツであった。ナチスは台所に科学、合理性、栄養概念を導入して食べることと健康を結びつけた。主婦は其中で無駄なく働く機械として台所に「埋め込まれる」(p419)。食べることから無駄が省かれ、それが栄養摂取に限りなく近づいた時代である。

なぜナチスの世界が我々の世界の似姿に見えるのか。筆者はこう答える。「これは、(中略)この世界がナチズムと陸続きだからである」(p421)と。

Keyword 06: ダイエット

Joan J. Brumberg, *Fasting Girls: The History of Anorexia Nervosa*, Plume; Reissue, 1989.

どれだけやせても食べる事を拒む女性は古来から存在した。やせこけた彼女たちの身体は、時に奇跡の証と見做され、時に下垂体異常とされ、時に未発達な女性性の証とされ、ついに拒食症(拒食=アノレクシア)とラベリングされるに至る。彼女たちは食べないことで社会を拒む。しかし彼女たちの食べない身体には、それぞれの身体が生きた社会の姿が刻印される。ダイエットの語源は減量ではなく“生き方”である。アノレクシアという生き方の変遷にふれて欲しい。

Keyword 07: コメ

鈴木その子『やせたい人は食べなさいー減量常識を破る奇跡の鈴木式』祥伝社、1980年。

桐山秀樹『おやじダイエット部の奇跡ー「糖質制限」で平均22kg減を叩き出した中年男たちの物語』マガジンプックス、2012年。

昭和と平成のダイエット本ベストセラー。ところがこの二つの本は対照的だ。前者がコメ食を強烈に推奨するのに対し、後者はそれを禁忌とする。しかし面白いことにこのいずれもが、科学に基づき、劇的にかつ健康的にやせられると主張するのである。流行りのダイエットに足を取られないために比較してみたい2冊。



Keyword 08: サカナ

テオドル・ベスター（和波雅子・福岡伸一訳）『築地』
木楽舎、2007年。

築地市場を17年にわたってフィールドワークをした文化人類学者の作品。サカナを柱とする食文化はどのように形成され、どのように流通するのかを、築地市場内部の人間模様とそれを取り巻く日本内外の社会状況、受け継がれ・変わりゆく食の伝統とのダイナミクスの中で描き出す。食文化とは静的なものではなく、無数のエージェントが絡み合うことで立ち上がる動的な価値観なのだ。



Keyword 09: ポテトチップス

湯澤規子『7袋のポテトチップス—食べるを語る、胃袋の戦後史』、晶文社、2019年

あなたの胃袋は誰のものですか？こう問われたらあなたはなんと返すだろう。

本著は注目を集めた『胃袋の近代—食と人びとの日常史』（名古屋大学出版会）の後編である。「人々の胃袋を誰がどのように心配をしていたのか」という観点から、戦後日本の歩みが描かれる。膨大な文献と緻密なフィールドワークに裏付けられた彩ある筆致も魅力の一つ。日々何かを口にするとき、あなたは歴史と社会も食べているのだ。

Keyword 10: ドーナツ

芝垣亮介・奥田太郎編『失われたドーナツの穴を求めて』、さいはて社、2017年。

文化人類学者が「考えるに適する」「食べるに適する」というとき、前者は象徴的な観点、後者はコストパフォーマンスの観点から食べ物を捉える見方をさす。本書は「考えるに適する」の哲学ヴァージョンである。ドーナツの穴だけで1冊の本ができるとは思ってもいなかった。編者でもある奥田は最終章で「穴はあなどれない」（P193）と呼びかけ、穴に関する複数の存在論を展開したのちにこう問う。ドーナツを穴だけ残して食べることはできるのか？（p206）。ドーナツの穴を通し、存在しないことの存在について思考を巡らせてみよう。■



南山大学社会倫理研究所設立40周年記念刊行物①



社倫研 40 年の歩みを濃縮、次の 10 年を見据えて。

Nanzan University Institute for Social Ethics 40th Anniversary Booklet

2020 年 3 月 31 日刊行

入手希望の方は研究所までご一報ください。



南山大学社会倫理研究所設立40周年記念刊行物②



「冷静な頭脳と温かい心」で希望へと生き抜いた
その業績と人生を綴る 106 人の言葉。

籠橋一輝編

『希望の種をまく人—マイケル・シーゲル氏を偲んで』

Kazuki Kagohashi (ed.) *Nothing Matters But Love: In Memory of Michael T. Seigel*

2020 年秋、刊行予定

入手希望の方は研究所までご一報ください。



研究所活動記録

(2019年4月-2020年3月)

平成31年度／令和元年度（2019年度）活動報告

懇話会・研究会・シンポジウム

懇話会

第1回 令和元年6月29日

共通テーマ 誰にとつての「復興」か？—住する・寓するの社会倫理（シリーズ懇話会「3.11以後何が問われているのか」）

報告者 秦範子（都留文科大学非常勤講師）

論題 「被災地の復興計画と持続可能な地域づくり」

報告者 松尾隆佑（法政大学兼任講師）

論題 「複数のまちに住むこと、あるいは遠くからの自治」

討論者 藤川美代子（南山大学人類学研究所第二種研究所員／人文学部准教授）

企画者 三好千春（南山大学社会倫理研究所第二種研究所員／人文学部教授）

第2回 令和元年12月15日

共通テーマ いま「極刑」をどう考えるか—死刑をめぐる法と倫理

報告者 丸山雅夫（南山大学社会倫理研究所第二種研究所員／法務研究科教授）

論題 「死刑—法制度と世間の存廃論」

報告者 秋葉悦子（富山大学経済学部教授）

論題 「日本における死刑廃止の構造的障壁」

討論者 ウィニバルドス ステファヌス メレ（南山大社会倫理研究所）

しゃりんけんトークセミナー

第1回 平成31年4月29日

テーマ 大学の勉強って役に立つの？

論題 大学生として理工系の道を楽しむ方法

報告者 高見勲（元南山大学理工学部教授）

司会 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所）

第2回 令和元年6月14日

テーマ あなたは〈人に相談する勇気〉を持てますか？

論題 認知行動療法を活用して「自分と向き合う」

報告者 中野有美（南山大学保健センター長／人文学部教授）

司会 森山花鈴（南山大学社会倫理研究所）

第3回 令和元年7月12日

テーマ 歴史を忘れた街に人の居場所はあるか？

論題 歴史的景観の復元と街づくり～徳川光圀が作った水戸桜川をめぐって～

報告者 稲葉寿郎（清真学園中学校・高等学校教諭／水戸桜川千本桜プロジェクト代表）

司会 森山花鈴（南山大学社会倫理研究所）

第4回 令和元年10月17日

テーマ 〈食べる〉って簡単な事？

論題 なぜ〈ふつう〉に食べられるのか、なぜ〈ふつう〉に食べられないのか

報告者 磯野真穂（国際医療福祉大学大学院准教授）

司会 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所）

シンポジウム

上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所共催公開シンポジウム「“すべてのいのちを守る”社会のために～Care for Creationを考える～教皇フランシスコ来日への応答に向けて」

共催 上智大学生命倫理研究所

令和2年1月25日

会場 上智大学四谷キャンパス2号館3階309教室

報告者 滝本正之（上智大学神学部教授）、ウィニバルドス ステファヌス メレ（南山大学社会倫理研究所）、青木清（上智大学名誉教授）

司会 吉川まみ（上智大学神学部准教授）

講演会

「こころの健康づくり」講演会

共催 名古屋市、自殺予防学会

第1回 令和元年9月6日





講演者 大野裕（一般社団法人 認知行動療法研修開発センター理事長）

演 題 「こころの力をいかす認知行動療法のエッセンス」

司 会 中野有美（南山大学保健センター長／人文学部教授）

第2回 令和元年9月7日

講演者 石蔵文信（大阪大学人間科学研究科未来共創センター招聘教授）

演 題 「家庭内のストレス：親、夫婦、子供の関係を考える」

司 会 阪本俊生（南山大学経済学部教授）

共催ワークショップ

「レジリエンスと不安」合同研究ワークショップ 2020

共 催 金沢大学「グローバル時代の不安と希望」研究会（代表者：中野涼子）

令和2年1月11-12日

会 場 南山学園研修センター

報告者 中野涼子（金沢大学国際学類法学系教授／南山大学社会倫理研究所非常勤研究員）、結城正美（金沢大学国際学類歴史言語文化学系教授）、山口義成（金沢大学国際学類歴史言語文化学系准教授）、古泉達矢（金沢大学国際学類法学系准教授）、田邊浩（金沢大学国際学類人間科学系教授）、岡本宜高（金沢大学国際学類法学系講師）

討論者 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所）、森山花鈴（南山大学社会倫理研究所）、ウィニバルド ステファヌス メレ（南山大学社会倫理研究所）、籠橋一輝（南山大学社会倫理研究所第二種研究員／国際教養学部准教授）、阪本俊生（南山大学社会倫理研究所第二種研究員／経済学部教授）、宮脇千絵（南山大学人類学研究科第一種研究員）

司 会 奥田太郎（南山大学社会倫理研究所）、中野涼

子（金沢大学国際学類法学系教授）

研究会

社会倫理研究所補完性研究会

共 催 科研費「レジリエンスの倫理的妥当性を支える持続可能性と補完性に関する社会倫理学的研究」（研究代表者：奥田太郎）

第1回 令和元年6月13日

論 題 行政における補完性原理－EUを事例として

報告者 原田徹（佛教大学社会学部講師）

第2回 令和元年7月11日

論 題 共同善と補完性原理－伝統的自然法論の立場から

報告者 山田秀（熊本大学法学部教授）

第3回 令和元年7月19日

論 題 労働者を補完する制度の現状と課題

報告者 生越照幸（南山大学社会倫理研究所非常勤研究員／弁護士法人 ライフパートナー法律事務所 所長）

第4回 令和元年7月22日

論 題 「究極の選択」をあらかじめ考える

報告者 大庭弘継（南山大学社会倫理研究所非常勤研究員／京都大学大学院文学研究科研究員）

出版物

名 称 社会倫理研究所編『社会と倫理』第34号

発行日 2019年12月20日

名 称 社会倫理研究所編『時報しゃりんけん』第12号

発行日 2019年9月15日

名 称 社会倫理研究所編 *Nanzan University Institute for Social Ethics: 40th Anniversary Booklet*

発行日 2020年3月31日



研究所活動記録

(2019年4月-2020年3月)

研究所専任スタッフ研究業績

奥田太郎【おくだ・たろう】

論文

「喫煙規制強化に関する倫理的考察—禁煙の自由を擁護する」、『法と哲学』第5号、pp.1-24、2019年6月。

書評

「牛尾洋也・吉岡祥充・清水万由子編著『琵琶湖水域圏の可能性—一里山学からの展望』(晃洋書房、2018年)」、『社会と倫理』第34号、p.174、2019年12月。

学会発表

“Hume’s Moral Sentiments and Moral Particularism,” UK-Japan Special Conference: Aspects of Early Modern British Philosophy, at University of Oxford, 12th September, 2019.

研究会報告

「ご冗談でしょう、大庭さん—日本を代表する倫理学者の最後の論述への最初のツッコミ」、現代倫理学研究会12月例会“大庭健著『人—間探究としての倫理学—遺稿』(2019年)を読む”、東京外国語大学本郷サテライト7階セミナールーム、2019年12月1日。

講演

「生きる意味の哲学」、第27期電話相談ボランティア養成講座宿泊研修、南山学園研修センター、2019年9月29日。
 「『哲学カフェ』 っぽい教室へようこそ～道徳の授業について考えよう～」、名古屋市立猪高中学校第4回現職教育、名古屋市立猪高中学校、2019年11月11日。

寄稿

「討議 ボーダーから問いかける倫理学」(岡本裕一郎、福永真弓との鼎談)、『現代思想』9月号、青土社、pp.8-21、2019年9月1日。

「南山大学社会倫理研究所・上智大学生命倫理研究所共催公開シンポジウム「Stranger Ethics—一人はくよそ者」の何を恐れるのか?」、『時報しゃりんけん』第12号、pp.14-15、2019年9月15日。

「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」(小学校)
 「郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度」(中学校)
 「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」(中学校)
 「相互理解、寛容」(連載「見てわかる!道徳」第11回、上村崇との共著、越智貢監修)『どうとくのひろば』No.24、日本文教出版、pp.8-9、2019年10月15日。

籠橋一輝【かごはし・かずき】

論文

Midori Shikano, Brad Deacon, Kazuki Kagohashi and Takakazu Yamagishi, “An Overview of Core Domains Impacting a Short-Term CLIL-Based Study-Abroad Program,” *Academia (Literature and Language)*, 107, pp. 115-144, 2019.

学会報告

“Comment to Kakimoto and Uchida “Does natural disaster affect alcohol consumption in the long run?,”” 環境経済・政策学会2019年度大会、福島大学、2019年9月29日。





研究発表

「人間の経済活動の基盤を問い直すー『水土の経済学』を導きの糸として」、室田武先生追悼研究会、2019年12月26日。

「社会的レジリエンス概念の批判的検討ーランドケアと持続可能性の観点から (“Critical Analysis of 'Social Resilience' - Implications from the cases of Landcare and drought adaptation in Japan”）」、国際シンポジウム「地域の持続可能な未来へ、レジリエンス思考からの挑戦」(International Symposium on “Challenges to Sustainable Future Regions: Resilience Thinking and the Dynamics of Development and Transformation”」、金沢市文化ホール 2F 大会議室、2019年11月2日。

「Global Citizenship Competence：地球市民とサステイナビリティ」、2019年度南山学会シンポジウム、2019年10月30日。

“Linking Social Resilience and Critical Natural Capital,” Lunch seminar at the Cairns Institute (James Cook University), 25th October, 2019.

寄稿

「室田武先生追悼研究会の報告」、『Public Access』、第5号、pp. 15-23、2020 Spring。

森山花鈴【もりやま・かりん】

論文

「日本における自殺統計の基礎知識」『アカデミア社会科学編』第17号、pp.223-230、2019年6月。

学会発表

「自殺対策の政策形成過程における行政官僚」、日本行政学会2019年度総会・研究会、新潟大学、2019年5月25日。

オーガナイザー（共同）「地域の支え合いとつながりにおける自殺対策ワークショップ」、第43回日本自殺予防学会総会、南山大学、2019年9月6日。

「支え合いとつながりで皆で紡ぐ自殺対策（大会長講演）」、第43回日本自殺予防学会総会、南山大学、2019年9月7日。

研究会報告

「日本における自殺対策の現状と課題」、第46回これからの生と民主主義を考える会、名古屋大学、2019年9月27日。

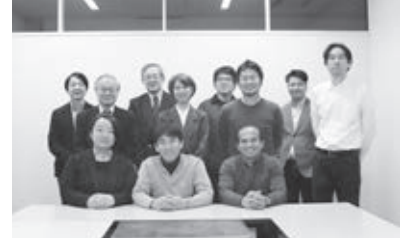
講演

「いのちの支援」を考える」、高校での授業（東海商業高校主催）、東海商業高校、2019年5月9日。

「各市町自殺対策におけるゲートキーパーの養成の意義および養成指導のポイントについて」、ゲートキーパー養成指導者研修（愛知県半田保健所主催）、半田保健所、2019年6月10日。

「窓口対応者向けゲートキーパー養成研修～困難を抱えた人への相談対応について～」、窓口対応者向けゲートキーパー養成研修（愛知県半田保健所）、半田保健所、2019





年7月4日。
 「自殺対策における行政の役割と関係機関との連携」、平成31年度加古川市職員自殺対策研修会（加古川市主催）、加古川市役所、2019年7月11日。
 「地域自殺対策の推進と評価について～地域自殺対策計画の効果的な展開を目指して～」、令和元年度第1回自殺防止地域力強化事業研修会（愛知県精神保健福祉センター主催）、愛知県三の丸庁舎、2019年7月18日。
 「市町自殺対策計画を踏まえての活動・連携について」、令和元年度自殺未遂者支援地域連携事業（第1回）（江南保健所主催）、江南市民文化会館、2019年7月24日。
 「みんなで取り組む自殺対策～地方自治体に求められるもの～」、令和元年度ゲートキーパー研修会（管理者向け）（豊橋市主催）、豊橋市役所、2019年8月20日。
 「自殺の現状と自殺対策における庁内連携」、第1回市職員向けゲートキーパー研修（蒲郡市主催）、蒲郡市民体育センター、2019年9月27日。
 「自殺対策と地域づくりについて」、令和元年度地域連携会議（愛知県一宮保健所主催）、一宮保健所、2019年10月4日。
 「子どものころを守りたい～SOSを見逃さない！周りの大人ができること～」、新城市自殺対策推進における講演会（新城市主催）、新城文化会館、2019年10月6日。
 「自殺対策の推進と地域連携について」、令和元年度自殺未遂者地域連携推進事業（第1回地域連携会議）（清須市主催）、清須市春日老人福祉センター、2019年11月6日。
 「地域自殺対策の推進に向けて～連携に必要となるもの～」、令和元年度第2回自殺防止地域力強化事業研修会（愛知県精神保健福祉センター主催）、愛知県三の丸庁舎、2019年11月11日。
 「誰かの「ゲートキーパー」になるためには」、市民向けゲ-

トキーパー養成研修（蒲郡市主催）、蒲郡市勤労福祉会館、2019年11月16日。
 「危機対応について」、令和元年度自殺未遂者支援地域連携事業（第2回）（愛知県江南保健所主催）、江南市民文化会館、2019年12月5日。
 「各市町自殺対策の計画の推進と庁内・他機関との連携について」、令和元年度自殺対策相談窓口ネットワーク会議（自殺未遂者支援地域連携会議）（愛知県半田保健所主催）、愛知県半田保健所、2019年12月19日。
 「ゲートキーパー」になるために」、ゲートキーパー養成研修（新城市主催）、勤労青少年ホーム、2020年1月28日。
 「ゲートキーパーになるために」、民生委員、専門職員向けゲートキーパー養成研修（蒲郡市主催）、蒲郡市役所、2020年2月14日。
 「自殺」の問題に向き合う」、第2回市職員向けゲートキーパー研修（蒲郡市主催）、蒲郡市役所、2020年2月14日。
 「地域自殺対策計画と今後の課題」、令和2年度神戸市自死遺族支援補助事業「地域自殺対策計画実施に伴う今後の課題について」（NPO法人多重債務による自死をなくす会コアセンター・コスモス主催）、神戸市立総合福祉センター、2020年2月15日。
 「友だちが「死にたい」って言ったらどうしよう？」、中学校での授業（南山国際中学校主催）、南山国際中学校、2020年2月18日。

コーディネーター

いのちの電話市民公開講座（日本のいのちの電話連盟主催）、南山大学、2019年9月8日。





寄稿

メンタルヘルスの広場「支え合いとつながりで 皆で紡ぐ自殺対策」、『心と社会』、日本精神衛生会、No.178、pp.107-111、2019年。

「緒言：自殺予防教育のこれから（特集「自殺予防教育のあり方）」、『社会と倫理』第34号、pp.37-39、2019年12月。

Winibaldus S. Mere【ウィニバルドス・S・メレ】

論文

“Hardening Corporate Obligations for Human Rights Due Diligence: A Tort Law-Based Approach” in Sigh, P. (ed.) *Perspectives in laws* Vol. 2, AkiNik Publications, Chapter 4, pp 59-86, 2019.

“Pesan Ilahi dan Tanda Jaman di Tapak Setengah Abad Umur Paroki Santo Mikhael Maukeli” in Betu, F. P. dkk (eds.) *Kita Adalah Gereja Misioner*, Penerbit Nusa Indah, pp 95-105, 2019.

“Socio-Spiritual Aspect of Business”, *The Japan Mission Journal*, Vol. 75, No. 2, pp.124-134, 2019.

「企業による人権デューディリジェンスをより有効的に実施するために—いくつかの重要な課題と条件」、『社会と倫理』第34号、pp. 16-37、2019年12月。

講演

「人権と環境を保護・尊重する事業活動—パーム油産業における土地収奪と森林伐採の事例」、上智大学生命倫理研究所&南山大学社会倫理研究所 2019年度共催公開シンポジウム、上智大学、2019年1月25日。

研究会報告

「カトリックと自殺—教義と対応の実際」、第45回社会倫理研究プラットフォーム、南山大学、2020年2月19日。

コメンテータ

「コメント：死刑—道徳的法的原則としての生命権と法的慣行や政策に適用されている生命権に関する矛盾」2019年度第2回南山大学社会倫理研究所懇話会「いま「極刑」をどう考えるか—死刑をめぐる法と倫理」、南山大学、2019年12月15日。

寄稿

「緒言：ビジネスと人権—デュー・ディリジェンスの可能性と限界」、『社会と倫理』第34号、pp. 1-2、2019年12月。



南山大学社会倫理研究所スタッフ

所長

奥田 太郎

第一種研究所員

奥田 太郎 人文学部人類文化学科・教授 [倫理学、応用倫理学]

Winibaldus S. Mere 社会倫理研究所・准教授 [国際人権法、企業と人権]

森山 花鈴 法学部法律学科・准教授 [行政学、政治学]

第二種研究所員

石川 良文 総合政策学部総合政策学科・教授 [都市環境政策、地域経済、公共政策評価]

大竹 弘二 国際教養学部国際教養学科・准教授 [現代ドイツ政治理論、政治思想史]

竈橋 一輝 国際教養学部国際教養学科・准教授 [地球環境学、環境経済学]

神崎 宣次 国際教養学部国際教養学科・教授 [倫理学]

阪本 俊生 経済学部経済学科・教授 [社会学、経済社会学]

鶴見 哲也 総合政策学部総合政策学科・准教授 [環境経済学]

丸山 雅夫 大学院法務研究科・教授 [刑事法]

三好 千春 人文学部キリスト教学科・教授 [キリスト教史]

山田 哲也 総合政策学部総合政策学科・教授 [国際法、国際機構論]

プロジェクト研究員

横路 佳幸 日本学術振興会特別研究員 PD [哲学、倫理学]

非常勤研究員

石田 淳 東京大学大学院総合文化研究科・教授 [国際政治学]

梅澤 彩 熊本大学熊本創生推進機構・准教授 [民法、家族法]

大庭 弘継 京都大学大学院文学研究科・研究員 [国際政治学、国際安全保障]

生越 照幸 弁護士法人 ライフパートナー法律事務所・所長 [法律、自死遺族支援]

籾 和彦 名古屋市立大学大学院薬学研究科・教授 [神経科学、分子生物学、睡眠医学]

香坂 玲 名古屋大学大学院環境科学研究科・教授 [環境経済学、国際協力論]

鈴木 真 名古屋大学大学院人文学研究科・准教授 [哲学、倫理学、Institutional Research]

高橋 良輔 青山学院大学地球社会共生学部・教授 [現代政治理論、国際関係論、政治社会学]

都築 章子 NPO 法人 海の自然史研究所 [教育学、科学教育]

中野 涼子 金沢大学人間社会学域国際学類・准教授 [国際関係論、東アジア国際政治]

早川 徳香 名古屋大学大学院医学系研究科・客員研究者 [児童思春期精神医学]

福永 真弓 東京大学大学院新領域創成科学研究科・准教授 [環境倫理学、環境社会学]

眞嶋 俊造 広島大学大学院総合科学研究科・准教授 [応用倫理学]

山田 秀 熊本大学法学部・教授 [法哲学、自然法論]

五十音順・2020年4月1日現在



研究プロジェクト関連マップ 2020

倫理学の可能性／経済・経営・倫理／生命倫理の諸問題／科学技術と倫理

経済・経営・倫理／法・制度・倫理／カトリック社会倫理

いのちの支援／生命倫理の諸問題

ガバナンスと環境問題

「国際社会」と倫理

ガバナンスと環境問題／社会的レジリエンス

倫理学の可能性／科学技術と倫理／社会的レジリエンス

いのちの支援

社会的レジリエンス

法・制度・倫理／生命倫理の諸問題

歴史・記憶・情報／カトリック社会倫理

「国際社会」と倫理／法・制度・倫理

「国際社会」と倫理

生命倫理の諸問題／法・制度・倫理／いのちの支援

「国際社会」と倫理

いのちの支援

いのちの支援

ガバナンスと環境問題

倫理学の可能性／科学技術と倫理

「国際社会」と倫理

社会的レジリエンス

「国際社会」と倫理／記憶・歴史・情報

いのちの支援

ガバナンスと環境問題／倫理学の可能性

「国際社会」と倫理／倫理学の可能性

カトリック社会倫理

共通テーマ「レジリエンスの社会倫理的基盤構築」



編集後記

2019年、社倫研に大きな変化が2つ訪れました。1つは、2003年以降、長きにわたり第一種研究所員として研究所活動を牽引してこられたマイケル・シーゲル氏が帰天されたこと、もう1つは、2012年からの研究員時代を含めて7年間、研究所のコアスタッフとして研究プロジェクトを精力的に推進してきた籠橋一輝氏が、2019年秋から国際教養学部に移籍となり、社倫研の専任から兼任になったことです。2015年秋以降培ってきた研究所の基本体制がひとまず一区切りつく形となりました。シーゲル氏については、遺してくださった数えきれないレガシーを引き継ぎ、より面白い研究所となるよう着実に歩んでいきたいと考えています。とりわけ、ランドケア、補完性原理といったキーコンセプトは、今後10年の社倫研の主軸となるテーマを構成することになるでしょう。他方、上記のキーコンセプトを最も色濃く引き継いでいるのは籠橋氏です。今後は、第二種研究所員として研究所活動を支えてくださることを願っております。学部との兼任スタッフである第二種研究所員の方々にも、これまでより積極的に社倫研に関わっていただける方途を目下検討中です。

そうした変化もありながら、2019年度も社倫研では活発な研究所活動を展開できました。2018年秋より第一種研究所員となったウィニバルドス・ステファヌス・メレ氏が牽引する「企業・人権・倫理」研究プロジェクトも少しずつ動き始め、今後の展開が期待されます。また、科研費基盤研究(B)「レジリエンスの倫理的妥当性を支える持続可能性と補完性に関する社会倫理学的研究」(課題番号19H01189)の助成を受け、10月にオーストラリアのブリスベンとケアンズ、3月にフィンランド、デンマーク、イギリスの各種施設を視察訪問し、今後の海外関連施設との連携の足がかりを得ることができました。2020年春以降のCOVID-19感染拡大への国際的な対応により、人的交流に多少の制約が生じていますが、中長期的な視点のもと、堅実に次の10年への歩みを進めていきたいと考えております。2020年5月26日、社倫研は設立40周年を迎えました。今後ともご指導・ご鞭撻賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

奥田太郎



2020年9月15日 発行

編集兼発行人 南山大学社会倫理研究所
名古屋市昭和区山里町 18 〒466-8673
電話 (052) 832-3111 (代表)
代表者 奥田太郎
E-mail: ise-office@ic.nanzan-u.ac.jp
<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

印刷所 株式会社クイックス
名古屋市熱田区桜田町 19-20 〒456-0004
電話 (052) 871-9190 (代表)

Printed in Japan



扉のテーマ：自然 / Nature

生態系・多様性・脅威・変化
ランドケア・CNC・権利・幸福
レジリエンス・持続可能性

「そこから語る、問う、考える」

南山大学社会倫理研究所は、南山大学の研究・教育のモットー「人間の尊厳のために」の内実の解明および「善き生」を支える教養の再建というコア・ミッションのもと1980年5月に設立されました。

以来、現代における社会倫理的課題に関して、異なる専門分野や視点から多面的に考察する様々な研究プロジェクトを企画・遂行してきました。関連資料の収集・整備を通じた研究所ライブラリの構築に加えて、現代社会の様々な問題に関わる研究者や実務者等、多様なバックグラウンドを有する人々による探求プラットフォームの構築を進め、それを通じた共同研究に継続的に取り組んでいます。

2019年度の活動報告

[出版]

■ 社会と倫理 第34号

- ・特集1：ビジネスと人権
—デュー・ディリジェンスの可能性と限界—
- ・特集2：自殺予防教育のあり方

(執筆者)

ウィニバルド ステファヌス メレ 金網基志
森山花鈴 太刀川弘和 川島大輔 勝又陽太郎
石田 柊 岸見太一 杉尾浩規 小森田龍生
上野友也 三浦隆宏 和泉 悠 久保田進一
安部 彰 江口 聡 有馬 齊 田中将人 久木田水生
鈴木 真 吉永明弘 大庭弘継 奥田太郎

■ 時報しゃりんけん

南山大学社会倫理研究所所報

[共同研究]

レジリエンスの社会倫理的基盤構築

「いのちの支援」研究プロジェクト

「社会的レジリエンス」研究プロジェクト

「企業・人権・倫理」研究プロジェクト

[イベント]

■ 懇話会

- 2019.06.29 誰にとつての「復興」か？～住する・寓するの社会倫理
- 2019.12.15 いま「極刑」をどう考えるか—死刑をめぐる法と倫理

■ しゃりんけんトークセミナー

- シリーズ「生き方」
2019.04.29 大学の勉強って役に立つの？
2019.10.17 <食べる>って簡単なこと？
- シリーズ「こころと身体」
2019.06.14 あなたは<人に相談する勇気>を持っていますか？
- シリーズ「暮らし」
2019.07.12 歴史を忘れた街に人の居場所はあるか？

■ シンポジウム

- 2020.01.25 上智大学生命倫理研究所・南山大学社会倫理研究所
共催公開シンポジウム
「“すべてのいのちを守る”社会のために～Care for Creationを考える：
教皇フランシスコ来日への応答に向けて」

■ 補完性研究会

- 2019.06.13 行政における補完性原理—EUを事例として
- 2019.07.11 共同善と補完性原理～伝統的自然法論の立場から
- 2019.07.19 労働者を補完する制度の現状と課題
- 2019.07.22 「究極の選択」をあらかじめ考える

■ 社会倫理研究奨励賞

- 受賞論文 小松原織香
「(被害者の情念)から(被害者の表現)へ—水俣病「一株運動」(1970年)における被害者・加害者対話を検討する」



南山大学社会倫理研究所

Nanzan University
Institute for Social Ethics

<公式サイト>

<http://rci.nanzan-u.ac.jp/ISE/>

